

流山市市民参加条例第25回検討委員会会議録

日 時：平成23年2月19日（土）

午前9時～12時

場 所：市役所 401会議室

出席委員

伊藤委員、梅谷委員、狼委員、越智委員、片岡委員、金田委員、
管原委員、田口委員、内藤委員、野路委員

市民参加条例検討委員会アドバイザー

関谷 昇 先生（千葉大学法経学部 准教授）

傍聴者

5名

事務局

倉田市民生活部長、兼子コミュニティ課長、高橋課長補佐、
須郷係長

議 題

- （1）最終修正について
- （2）提言書作成について
文体の統一
かがみ文の作成について

(事務局・高橋)

ただいまから市民参加条例検討委員会第25回を開催いたします。よろしく申し上げます。

(委員長)

いよいよ最後の検討委員会ということになりました。

本日の出席状況ですけれども、10名中今現在のところHさんとAさんがまだ到着されておりませんが、10名中8名出席ということで流山市市民参加条例検討委員会要綱第6条の規定に基づいて、半数以上の出席がございますので会議は成立していることをご報告いたします。

本日の内容、流れですけれども、最終修正についての議論を最初にしたと思います。前文、総則、行政への市民参加、議会への市民参加、コミュニティへの市民参加、協議型協働といったことが、修正が入っておりますので、すすめたいと思います。なおこれは前文につきましてはDさんから提案がありまして、いわゆる改訂案ということでそれを討議したいと思うのですが、全体をすすめるためには行政への市民参加というところからやりまして、最後に前文、総則という流れにしていきたいと思います。それが終わったあと提言書の作成ということで、これは副市長のほうから文体の統一についての指摘もあったように聞いておりますので、その話をしたいというふうに思います。そういう流れでいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、さっそく議論をすすめたいと思います。今申しあげました順番に従いまして、お手元に配られておりますこの案の中の3番目、行政への市民参加というところを説明をしていただきたいと思います。なおこの中に文体につきましては、これは後ほど話をするというので、文字のことについては追って話し合いをするということで御了承ください。では、訂正について行政への市民参加から。Dさんお願いします。

(D委員)

前回のところはちょっと字句ということで、6ページの参加の推進としくみの・2番目のところの市長や職員が首長というところを市長にしたほうがいいのかということで、これは市長ということで、そ

れから市民社会に積極的に参加することが必要である。事柄がことになるといふことで、ちょっとどこか忘れてしまったのですけれども、なっていますので、それくらいの字句の修正だったと思ひまして、それくらいだったので特に説明はありませんし、直っています。

(委員長)

この行政への市民参加についてはどなたかから何かご意見というのは新たにございますか。なければ次の議会への市民参加についてお願いします。

(J 委員)

最終で私がやったのと反映されていない部分があるものですから、どうしようかなと。かなり変えているのですよね。

(委員長)

それでは議会への市民参加については資料をコピーしていただいて、それでまとめてという形にしたいと思ひます。

では、コミュニティへの市民参加。

(C 委員)

こっちはだいぶ修正をしましたので、順番に下線が引いてありますので、そこからいきます。(1)のアこれは字句の問題なのですけれども、行政や議会への市民参加のみならずというのを、加えてとちょっと少し表現を変えたということですね。それからエ、ここは地域のさまざまな主体とかがわかりにくかったので、地域の諸団体という言葉に変えさせていただいて、その自立的な活動が尊重される中でというので、単独では難しい事柄というのを課題に直して、そのあとより大きな単位の地域主体の補完的役割を果たしますというところは、主体ということがわかりにくいということがありましたので、諸団体が連携しあってより大きな組織が補い支援し解決していきます、という言葉に変えます。

それから基本原則はいろいろ組み替えが必要だというご指摘があったので、ちょっと読み上げていきます。ア市民等は、コミュニティにおけ

る公共的課題解決に積極的に参加し、公共的活動を活性化し、より良いまちづくりのための活動などに関わる権利がある。イ公共的活動へ直接参加しなくても、私的活動がわかりにくいということでしたので、個人・家族の生活に根ざした私的活動から発生する課題を共有し連携して、こういうことを共有、連携することによって大きな活動となるということと、結果として公共的活動につながる可能性がありますよ、ということです。それからウは後ろにあったのと一緒にして、コミュニティにおいては、他者の参加を排除せず、機会の平等が保障され、不参加も含め多様な参加が認められ、自由に種々の活動が行え、参加・不参加により不利益を受けないものとするというのを加えて一緒にしてあります。それからエとして、できるだけ多くの市民等がコミュニティに対して関心を持ち、私的活動に関しても身近なものと感じられる参加しやすい環境を整えていくことも重要で、市民等がそう認識することも大事です。次のオは、これはエにあったものを分割したのですが、市民等は、生活の場を活用するなどの工夫を施し、多数の多様な市民参加を実現し易くなる環境づくりに努めるものとする、ということですが、行政・議会は前の通りですね。前はコミュニティの現実を認識し、学習しなければならないと書いたのですね。地域の現場で学習しなければならないので、地域の現場を入れました。

それから趣旨のイのところ自立の前に民主的というのがあったのですけれども、前のどこかで民主的という言葉は使わないほうが良いということでしたのでここは省きます。

そのあと17ページの(イ)の最後のところで、協議機関を設置し協議のうえ、実施の可否を判断するということだったのですが、もうちょっと一段踏み込んで実施の可否を判断し、解決にあたっては協定を締結し協働することができる、というふうに変えています。それから(ウ)は、民生委員などの公職個人、ボランティアなど個人その他市民等、なんかわかりにくい表現だったので、民生委員やボランティアなど個人その他市民等ということで、公職個人というところは外しました。(オ)は人材の育成を図るとあったのですけれども、人材を見出し、その育成を図る、に変えます。(カ)で民主的云々ということがあったので、ここは民主的、応答的だったのですけれども、さらに透明性のある運営という

言葉にしました。

アはちょっと必要に応じてという位置を変えたのですね。それからイも少しわかりやすくして、コミュニティにおいてということです。あとは、オはちょっと文章をこういうふうにしたというところですね。こんなところですね。以上です。

(委員長)

今の訂正、修正に対して何かコメントありますか。

(D 委員)

15 ページの基本原則なのですがけれどもね、なんかちょっとこうピンとこないというか、私的活動、公共的活動というので特にイの公共的活動へ直接参加しなくても、とっていることはわかるのですがけれども、公共的活動というのが一体なんだろうといったときに、自治会とか何かということですか、それとも公益的活動ですかね、社会的な……

(C 委員)

社会貢献……公益的な

(D 委員)

公益的、そっちのほうはまだわかりやすいのかなと思って、それと参加しなくてもというその個人・家族の生活に根ざした私的活動から発生する課題を共有し連携してというのは、これもなんか個人の問題を皆で協議するという意味にとらえられがちなので、個人の問題が普遍的な一般活動にしていこうよというそういう意味ですよ。それは意味的にはわかるのだけれども、どうやって表現すればいいのか、ちょっと表現が堅いのかな。こなれていないような気がするのです。

(E 委員)

ここは、私は今始めているので、参画して実際にやってみて個人の人がちょっとした工夫で、公益的な活動に変えることを実際経験しているのですよね。ちょっとこのところは発生する課題を共有し連携してとな

ると、難しいのでむしろ私的活動を工夫することによりくらいの程度のほうが。

(D 委員)

では、皆が共有できるということですね。共有できるみたいにしたらどうですか。

(E 委員)

工夫することにより大きな活動となり、結果として公共的活動につながる可能性がある。

(D 委員)

それでその共有、その活動から発生して地域で共有してそれが結果として、公共的活動とか公益的活動とか。

(E 委員)

あまり地域で共有しなくても、個人レベルでもできますから、あまりそこはそういうふうに難しくしないで、工夫するという中に、地域と連携することも入ったり、いろんなことができるようになったり。

(J 委員)

簡単に出発して、でいいのではないですか。

(E 委員)

それでいいのではないですか。

(D 委員)

個人の問題から共有、連携しなければいけないとなったら、プライバシーはどうなるのと、そっちのほうにいつてしまうから。

(E 委員)

そういうことにしておけば、そういうことをやりだしたときにすぐで

きます。

(D 委員)

個人の自由というのもちょっと見せたほうが。いっぱいあるというのが……

(C 委員)

これは必ずしも共有しろとはいっていないのですけれども。

(J 委員)

そこから、簡単に出発してという表現で、そこはわかるはずですよ、逆に。

(D 委員)

自由な部分があってそこから生まれてくるというふうにしたほうがいいのかなど。

(C 委員)

私的活動から出発して。

(E 委員)

活動を工夫することによりでいいですよ。

(J 委員)

工夫という言葉が押し付けがましく感じられるなら、出発して大きな活動となり、結果として公益的活動につながる可能性がある。そっちのほうがすっきりと抵抗感なく。あまり押し付けがましくやってしまうと。

(D 委員)

それからウのところ前は、不参加により不利益を受けないものとする、とわりとさらっと書いていたではないですか。だけど自由に種々の活動を行え、参加・不参加により不利益を受けないものとするというふう

なると、参加しないことによる不利益というのを強調したいことにならないというような気がして、ここの文章。

(C 委員)

参加してもなんかこう変なことをいわれることもあるのかなと思って書いたのですけれども。

(D 委員)

でも、それをその中でいろいろ書いていたけれど、不参加、参加しないことという部分で、やっぱり排除されるということのほうが一般的に大きいところがあるわけですから、参加することによって悶着はいろいろあるけど別問題として、不参加による不利益を受けないものとする、というのはもうちょっとはっきり出るところと、それと不参加も含めて多様な参加が認められ、他者の参加を排除せず、という辺りでいいのではないですか。

(C 委員)

ちょっとダブっているかな。

(D 委員)

ダブっているので、もうちょっとすっきりと。それとエのところも私的活動に関しても身近なものと感じられる参加しやすい環境を整えていくというのは、これは私的な活動においても、その活動をする人たちが、ほかの人が参加しやすい環境を整えていかなければいけないということですか。

(C 委員)

まあ、そうですね。そこまで強制してはいけない？

(D 委員)

ちょっときつい。

(C 委員)

強制しているわけではないのですけれどもね。

(D 委員)

でも、その個人の中ですごく、これが私的活動、でも皆がやらなければ、一緒にやらなければいけないというふうに、なんかすごくそこも先ほどの文章と同じような感じがすごくするのですが。

(E 委員)

ここも、うんとあっさり、できるだけ多くの市民等がコミュニティに対し関心を持って参加しやすい環境を整えていく、だけでいいのではないですか。

(D 委員)

そういうふうにしたほうがすっきりとして、いいのではないですか。

(E 委員)

私的活動云々とかではなくて。

(J 委員)

例えばそれだったらできるだけ多くの市民等がコミュニティに対して身近なものと感じられる参加しやすい環境を整えると。

(E 委員)

そう、それでいいですね。

(D 委員)

だから私的活動とかもういらなと思いますね。

(C 委員)

では、関心を持ち、から私的活動の部分を消すということですね。

(J 委員)

身近なものといえば、そういうふうにもう。

(D 委員)

それから17ページの(4)のイ、市民等は、コミュニティにおいて育児など生活に密着した、母親、子ども、シニアになっていきますけれども、これはなんで母親になってしまったのですか。母親だけになるのですか。これは。

(C 委員)

育児とかしているから。

(D 委員)

だからそれは育児が母親だけやっているというのは、ちょっと問題なので、若い子育て世代とかにして、それはちょっとやめてくださいませ。

(C 委員)

実はちょっと抜本的な修正の時に削ってしまったのですよ。

(D 委員)

だからCさんの育児観というのがすごく出ているのだなと。

(C 委員)

親がですかね。

(D 委員)

子育て世代ではないですか。

(E 委員)

16ページ、地域まちづくり協議会の下の方に、ウ目的とありますよね。この言葉使いのことで申し訳ないのですが、目的とするからには、最後に創造と実践を行う場である、という表現だと、頭に目的と掲げて

いるから、それならば創造と実践を行う場とすると。

(D 委員)

場とするですね。

(C 委員)

すみません、直していたのですが、場をつくる、としたのですよ。

(E 委員)

実践を行う場をつくること。それならいいですけどもね。場であるというのはね、その下のイも同じで

(C 委員)

抜本的修正には直してあるのですが。

(D 委員)

抜本的修正がまだあるのですか。それをいつ入れるのですか。

(C 委員)

文体の確認の時。

(D 委員)

その時にいれたらわからなくなってしまうですよ。それはやっぱりこうしたちょっとした字句も引っかかるところ、気になるところがあるわけですよ、お互いにね。字句というのは結構価値観が入る部分があるから、それはやっぱり気にしないといけないので。

(C 委員)

そうですか。

(D 委員)

それはそうですよ。

(委員長)

それでは、これはアもイも場とする、場をつくるということですか。

(D 委員)

そうすると、また文体で線を引いてチェックしないといけなくなってしまいますから。できればここで完結して。

(C 委員)

それではこれをコピーしてもらいましょうか。

(D 委員)

コピーしてまわしたほうが。

(C 委員)

ちょっと一応関係者にわたさないと。すみません。

(委員長)

コミュニティへの市民参加について、そういうことでよろしいですか。

(D 委員)

ただコミュニティは、どうもまたその抜本的な改正が入るらしいので、今コピーして回していただくそうですから。ここで完成版ではないということ。

(C 委員)

中身は変わっていないですよ。

(D 委員)

中身も字句もいろいろあつたりするから、もう一度私は完成版でみたほうが私はいいと思います。

(委員長)

今日は文体のあれは後ほどやりますから。

(C 委員)

文体を意識して直したものを今出しますか。

(D 委員)

その中身もいじっているから、今日出してもらったほうがいいと思います。文体だけではなくて。変わっているからそれでしたら、もうこの際一緒に見たほうがいいと思います。ほかの人の文体はあとでやりましょうということですから、とりあえず次にすすんで今コピーしている間に。

(委員長)

では、Cさん、Jさんの、このあとでいいですか。議会への市民参加をやっていただいたあと、もう一度コミュニティについて話をさせていただくということで。はい、では、6番目の協議型協働の推進。

(E 委員)

それでは、19ページ、趣旨のところ先生から御指摘というか、アドバイスがあった又というところですね。又「協議型協働」は行政の新しい経営の方法を探る機会とすると共に、市民の自治力を身につける機会としても活用する。これは意見とアドバイスがありましたので、こうしました。そしてまだ字句もまだちょっと作成中ですが、その下に良好な応答的対話を通じて十分に協議することが重要であり、又、協議を通じて「協働が適切か」これも先生からのアドバイスなのですが、どうかというような判断ですね。「どのような協働があるのか」などを考える協議プロセスを非常に大事にするというようなことをアドバイスいただきましたので、それを入れてあえて協議型にするというふうに少し膨らませました。それから19ページの基本原則のカですね。パートナー同士を繋ぐという言葉みたいなことだったので、橋渡しというのが先生からの適切な言葉をいただきましたので、橋渡しする制度や機関及び組

織などを重要視するということに訂正しました。

それから20ページ、次のところですね。イ市民の提案で行う「協働」のところアンダーラインがありますが、この「市民協働提案制度」自体が、協働のパートナー同士である行政と市民を橋渡しするものであるということも、これも橋渡しということを入れました。それからちょっと漏れに気がつきまして、20ページの審査機関のところもアンダーライン。特に、提案案件が協働に適しているかを審査する、これを付け加えました。

それからあと21ページの真ん中辺りに（ア）の趣旨のところ行政と市民を橋渡しするところも橋渡しに直しました。それからオの実施下のほうですね。（オ）の実施のところの2行目、「パートナーシップ指針に則って、十分協議し、というのを付け加えました。それからあとはちょっとこれほとんど推進委員会の名前が市民参加でおかしかったので、これも付け加えました。一応私のほうからはこんな感じですね。

（委員長）

はい、ありがとうございます。何かEさんの説明についてご意見ないですか。なければ協議型協働について……

（兼子コミュニティ課長）

すみません。21ページの上のほうの（ク）評価。後記の、ここも「市民参加・協働推進委員会」でしょう。市民参加を入れる。

（E委員）

はい、すみません、直します。

（委員長）

はい、ほかにありませんか。では、もう1回、行政への市民参加、コミュニティへの市民参加の資料がまだ時間がかかっていますので、総則ですね、3ページ。

（D委員）

ほとんどいじっていないのですよね。

(委員長)

ご意見が皆さんのほうからありましたら。

(D 委員)

いじっていないからよくわからないし、先生からのコメントもまだ総則ではいただいているような気がするのですよね。今までそれぞれのあれしただけで、環境づくりと組織はコメントを先生からはいただいていたような気がします。

(委員長)

今まで通していただけてないということですね。

(E 委員)

3 ページの総則はいいのですか。

(委員長)

だからまず総則は今からするところです。今総則やって、前文だけ残して。

(E 委員)

総則の協議型協働のところ、行政主導の協働は、協働と認めずとあるのですよね。あえて入れなくてもいいのではないですか。入れるのであれば、もっと別な表現で。

(委員長)

表現に問題があることは認めます。

(E 委員)

中身は、行政主導かどうかは別で、行政からの提案で協働とするというのが入っていますから、市民から一方的に提案するだけでなく、行政

が提案する協働も協働だといっているのですから。

(委員長)

そこはいわゆる協議型の中の協働に行政からの提案であってもいいわけなのですが、ここはそうではなくて行政主導の協働ということ。そこをどう表現するかで。

(D 委員)

わかりにくいですね。

(委員長)

ただ、これは押さえておきたいポイントの。

(E 委員)

それはわかるのですけれども。

(D 委員)

表現方法をちょっと工夫しないとイケないかなとは。

(E 委員)

要するに下請け的な協働ではないというところ。それを、表現をどうするか。

(D 委員)

だから十分に協議が図れず、行政ですでに行政おまかせの協働というか、行政主導はまずいですよね。行政だけが全て決定して十分な協議もない協働と、いわゆる協働といわれるものは、

(C 委員)

十分な協議のない行政主導の協働。

(D 委員)

協働は協働の位置づけをせずとか。

(I 委員)

ここで定義が協働自体は十分な協議と理解の上、というふうに書いてあるので、そもそもそれがなければ協働ではないというものも書いてあるのも一緒なので、そこまで、協働と認めないことまで書く必要はないような気もするのですけど。

(D 委員)

だからその今までの……

(I 委員)

今までのとは違うというところを……

(D 委員)

でも、今までも協議、自治基本条例でしたっけ、あっちにも一応協議というものは、多少は入っているのですよ。だからその協議は、多少はここまで強く入っていないけれども、協議をするというのは趣旨の中の解説にちゃんと入れているのですよ。それは委員の中でも問題になって、入れているのですけれども、そのところは読み過ぎれば過ぎせるような状況になっているわけではないですか。だからあえてここは協議型というのをすごく命名まで独特に命名した流山方式の協働ということですから、そのところは流山方式の協議型方式でやっていくということをやっぱり強調していくという、ここは1つのポイントですよ。

(E 委員)

あえていいたいことがあるのですが、あえていえばこの対等というのがありますよね。目的を共有し、対等な立場で連携し、とありますよね。対等と関連するのですよね。対等ではないからこういう問題が起こるのであって、対等のところに装飾的に行政主導の一方的な協働ではなく、対等な立場でとか、なんかそんなような書き方をすればいいのではないかと思うのですけれどもね。

(J 委員)

私の意見はここのいるという言葉の文章を大事にしなければいけないでしょう。最初の4行ですか、それで通常、定義のところに括弧をつけるのがおかしい話だということであれば、結局行を変えての話になるのでしょうかし、もう1つはそのフレーズになるのでしょうか。そうすると協議のない行政主導の協働は該当しないとか。

(D 委員)

該当しないというのはいいですね。

(J 委員)

認めないというと、すごく、なんとなく認めろという言い方が出てくる可能性が出てくるから、だから該当しないと、目的という言葉の中でいうのであれば該当しないという言い方のほうが定義型のものとしてはいいのですよね。ただそういうことをあえて入れるということは、今Iさんの言うとおりに、私はあまり定義の中に入れるというのはいいのかねという気持ちがあるから、本当はここにちょっとザーッと。

(I 委員)

私もちょっと、一方通行の気がして、行政主導の協働とかではなくて、逆のこともあるかわからないですけども、どちらかに一方的なそういう主張のみを、主張のみで動くのは…みたいな、だからそういう十分な協議をせずでもいいと思うのですけれども。あくまでもやっぱり今までの行政がやってきたところを、今までのやり方ではだめだよということを入れるということなのですよ。

(D 委員)

今までのやり方というのは行政がどこまでそれを認識しているかという、その部分は認識は恐らくそんなにないのですよ、やっぱり協働だと思っているから、だからそれは今までのやり方だとやっぱりその十分な協議がないとか行政主導の一方的なという言葉は入れておいたほうがま

だいいと思うので、そしたらここに入れるのではなくて今度趣旨のほうに、あっちのほうに入れたほうが、本文のほうに入れたほうが流れとしてはいいかもしれません。

(I 委員)

そちらのほうがいかがいかもしれませんね。定義だとあまりね。

(D 委員)

定義はちょっと今さっきの行政の一方的主導の協働は該当しないとかいうのを、こっちのほうに入れたらどうですか。

(委員長)

ほとんどの場合その実態ですね、やっぱり協働というのはやっぱり行政がその主導的役割を担っているケースが多いということで、あと同時に行政に対して言うのと同時に市民のほうにも言っていることなのですよ。

(D 委員)

意識啓発とかね。だけどそしたらこっちの趣旨に入れたらどうですか。趣旨に入ったほうが該当せずという部分を、こっちの上の定義はここにおいておいて、下の行政主導の協働は、協働と認めずというそのそういう意味合いのことを、こっちの趣旨に入れて。

(J 委員)

それと今のあれで気をつけないといけないのは、思いと問題とそれから市民全体の今まで、そのわざわざ今までの間違いですとか、そうではないのですよとか否定的なことというのは、あえてここで強調する必要はないと思うのです。やっぱりそこはそれできちんと慣行上行政がやってきた協働というものがあるわけですから、それはそれで今までわれわれ認めてきているのですから、今度つくるものについては違うのですよという言い方にしておかないと、やっぱり物議をかもすようになってしまうと思いますよ。

(委員長)

それとその下に応答的關係とありますが、これはぺらで一枚コピーを渡してあります。そこには定義に追加ということで、応答的關係ということで、住民と行政、住民と議会および住民同士などの当事者双方で対話を重層的に積み重ねて意思決定を行っていくさまということで、これは辞書をひいてもこの応答的關係というのはピタッとする言葉がないのですね。ですからこれは資料として今Cさんがやってくれていて、先生のいろんな話の中でちょっとこういうふうにもとめてみたのですが、これについては先生、応答的關係ということで、説明でこういう説明でいいかどうかですね、ちょっと。

(関谷先生)

意思決定という限定するというのは正しくないかもしれないですね。

(D委員)

積み重ねていくことではないのですか。それと住民というふうには書かないで、ここは市民と行政、市民同士ではだめですか。

(E委員)

重層的というのは入れる必要があるのかな。なくても対話を積み重ねて、重層的ということになるのではないですかね。あまり難しい言葉を使わないほうが、とっつきやすいのではないのでしょうか。対話を積み重ねることが重層的なので、重層的はいらないような気がするのですが、いかがでしょう。

(関谷先生)

前半で重層的という意味合いは多分出ていると思いますので、もしあえて入れるとすれば不断にとか、要するに続けていくことが大事なので、これだけやったからもう議論したことにするとか、そうになってしまうと困ってしまうので、ちょっともう少し柔らかい表現がいいかもしれませんね。

(D 委員)

憲法の不断の努力ですね。

(委員長)

市民と行政、市民と議会および市民同士などの当事者双方で対話を不断に積み重ねていくこと。では、これはそういうふうに変えたいと思います。それとこの総則の基本原則の最後にここに以前のご意見で補完性の原理を尊重するというので、最後に、補完性の原理を基本原則の中に加えました。

(D 委員)

それで、ほかの補完性の原理というのは、別にコミュニティ活動だけとは限らないのですよね。要するに市民参加もその行政との補完性だし、議会も補完性だし、全てに通じるということでここに入れましょうということで、コミュニティだけではなくて、全体の問題としてどうなのですか。

(E 委員)

あまり原理だとか、そういう言葉は使わないほうがいいですよ。できるだけね。原理というのは難しいですからね。原理を定義するというのはまた難しいものね。

(委員長)

これ補完性、この問題を表現する言葉としては。

(C 委員)

先生のお話をいただいても。先生からはコメントいただいていますよね。

(委員長)

では、ここにいわゆる補完性を付け加えるということによろしいです

ね。

(D 委員)

コミュニティに限らないということで、全部に関わるということで。

(委員長)

はい。総則に関してほかにご意見は。なければ議会への市民参加、資料が届きましたので、ここに戻りたいと思います。

(J 委員)

12 ページ。1 枚目は 11 になっていますけれども、開くと 12 になりますから。まずは趣旨のところ。先生のコメント全体の話を取り上げさせていただいて、それで表現を変えたということですね。ポイントはいわゆる議会がもっている、あるいは入手する情報を全て提供してもらって共有化を図るということがありますね。イは市民の代表機関として、二元代表制としても、議会が代表機関ですよということの明確な表現とその意思形成のプロセスをきちんと開示してもらおうということを、応答的關係を、そういったものを通じて意思決定をしてもらおう。エはここまでの議会で決めることについては、その市民意見を常に聴取・把握して、市民全体の利益の観点に基づく意見形成・決定を行う。この辺のところは D プロの知恵を拝借いたしました。ここは変更したところです。

それから 13 ページの (5) 表現のところ 5 のところで、ウですね。子ども議会という言葉がでましたので、子ども議会と入れました。それから子ども議会や子どもたちへの報告会を行って、その提案・意見を積極的に反映していくと。それから 6 番目は議会の責務と役割でここはし易いようにここは先生からのコメントをいただいているところですね。というところでございます。

(委員長)

ありがとうございます。今の……

(D 委員)

ちょっといいですか。イの意思形成プロセスを市民に開示し、というより市民に開きのほうがいいのではないですか。なんとなく情報を開示というのは情報開示という1つの言葉になっているようなので、全体的なプロセスだから開示よりも開くほうが広いかなというこれは言葉のニュアンスの問題ですね。それとあとエのところ観点に基づく意見形成ではなくて、意思形成ではないでしょうか。

(J 委員)

これ違いますね。ちょっと変わっていますね。私のは意思になっているのに。

(D 委員)

意見になっていますよ。

(J 委員)

どこで書いたのですか。私は自分で意思にしている、今日もってきたのは意思形成になっていますよ。そこはおっしゃる通り意思です。ただ開くという言葉は逆にいうとね。

(E 委員)

示しでは。

(J 委員)

でしたら開示なのですね。

(D 委員)

開示というのはやっぱり自分の中では情報開示というように使い分けられているような。だからそれは言葉としてはちょっと。

(J 委員)

ちょっと堅いですね。こういうあれの時には開示という言葉が適切だと僕は思うのですね。

(E 委員)

示すもだって情報公開に入るのではないですか。

(D 委員)

示すだけだと結局それは市民参加……

(E 委員)

なんかしないと示されないわけですから。

(D 委員)

でも、報告されるだけで非常に受身なのですね。示すというのは見せるだけ。開くとか開示というのはその中に入り込めるという意味でね。

(E 委員)

示すというのは能動的でしょう。示すのだから示されるのであれば受動的になってしまうけれども。

(J 委員)

言葉のニュアンスとしてはさっきDさんがいわれていること私は理解しています。

(E 委員)

ニュアンスの問題ですけれどもね。

(J 委員)

示すということは往々にして、その側の忖意が入りやすい言葉にもかかわる、示しただろうということまで片がつくわけですがけれども、開くという言葉になるともっているもの全部見せなさいとそういうニュアンスがあるので、僕は開くという言葉をかえって入れたほうが適切かなとは思ってはいるのだけれども。だから開くにするのか、開示にするのか。

(委員長)

ほかにご意見なければこれを担当したJさんの思いで、これは開示にしたいと思います。では、議会への市民参加についてはご意見なければ次にいきたいと思います。

では、コミュニティへの市民参加、Cさん、お願いします。

(C委員)

資料は、後ろの3ページが今日の原版で、最初の1から3ページは抜本的修正というのは言葉が大きいのですけれども、文体の統一ということがあったので、それを意識して直そうかなということで、趣旨のところは文章でいいのかなと思ったので、前は参加の趣旨と書いてあるところは趣旨に直して、アイウエオと個別になっていたのですけれども、ちょっとこれよく読むとなんか全体的に少し順番を入れ替えたりしたほうがいいのかも思ったりしたので、趣旨のところは今日結構直しているというところですよ。

それから基本原則もできるだけ市民等とかそういうことを入れないで、簡単にしています。

それから(3)のまちづくりのさっきの目的のところと役割と機能という前の表現だとなんか一緒にしたほうがいいのかも思ったりしたのですけれども、ちょっと目的は目的で書こうということだったので、場をつくるという表現にしたのですね。

それから(4)のところのちょっとずらずらと書いてあったので、この辺はちょっとお手本を、Eさんの協議型協働のところを参考にさせていただいて、行政と市民等に分けて箇条書きっぽく、できるだけ文章を単文化して、箇条書きを使うというのはこれもあとの文体の統一の話と絡んでくる話なのですけれども、Eさんのところを参考にしながら直したということで、かなり変わっています。

では、最初の趣旨からいきますと、これはかなり順番を変えて、行政や議会への市民参加に加えて、行政・政治的ではない活動としてコミュニティへの市民参加を充実させていくことも重要です。これはコミュニティにおけるまちづくりのすべてが行政や議会の問題ではないからです。ちょっと表現的には変わっていると思うのですけれども、行政がむやみ

に干渉することがあってはならず、地域の諸団体の自立的な活動が最大限に尊重される中で、それらが単独では難しい課題については、協議と合意を通じて、諸団体が連携しあいより大きな組織が、支援し解決していきます。ですから使っている文章はほぼ同じなのですが、ちょっと順番を変えています。それぞれの地域の市民等が身近なところからコミュニティに参加し、多様な取り組みを行い達成感のある市民参加を実感することが、市民や地域の自立につながり市民自治によるまちづくりを実現します。今までの行政にお任せの体質から市民等から行政・市民等への提案する型を実現していくことが可能となり、より生活に関わりのある身近な問題への解決の糸口が得られます。すなわちコミュニティに参加することにより、市民等の思いが反映された「ずっと住み続けたいまち」を実現する事に結びつきます。というふうに、ちょっと順番を変えて書きかえています。

基本原則はちょっとEさんからあって、コミュニティへの市民参加では次の基本原則を尊重するというので、アは、最初はいろいろな言葉がついていたのですが、簡単に、公共団体の公益的活動に変わっておりますけれども、より良いまちづくりの活動に関わる権利があること。イ公共的活動へ直接参加しなくても、個人・家族から出発して大きな活動になり、結果として可能性があること。ウ他者からの参加を排除されず、機会の平等が保障され、不参加も含め多様な参加が認められ、自由に参加が認められ、参加・不参加により不利益を受けないこと。エ多くの市民等がコミュニティに対して、そこを追加して身近なものと感じられる参加しやすい環境の整備ができることを認識すること。オ生活の場を活用するなどの工夫を施し、多数、多様な市民参加を実現し易くなる環境づくりに努めること。カ行政・議会は、コミュニティにおける自主的な活動を損なう介入をしないこと、それからキ行政・議会は、コミュニティの現実を認識し、地域の現場で学習すること。しなければならぬというところを学習することにしています。

(3)のアは同じですね。それからイは、ほとんど変えていないです。それからウは目的のところはさっきもいいましたように、創造と実践を行う場をつくるという表現で(ア)(イ)としています。それから役割の文章がずらずらと書いてあったのが、ちょっと分割しています。(ア)地

域課題を発見し、共有し、協力し、より望ましい解決策を導き出し、事業案・将来の姿を踏まえた地域まちづくり計画案の作成。(イ)一定の合意形成がされた事業案・計画案を連携して協働で解決を図ること。(ウ)自力で解決できないものは、他の地域まちづくり協議会又は行政や議会へ提案し、協働で解決を図る。この場合、協議機関を設置し協議し、協定を締結し協働で解決することができる。(エ)は変えていません。(オ)もここはちょっと地域のネットワークづくりの括弧したものを前に出して、個人、諸団体などが自由に協働する地域のネットワークづくりを促進する媒介機能をもつ。それから(カ)交流・協働によるイベント開催や課題の解決の活動を通じて、地域の次世代を担う人材を見出し、その育成を図る。それからキは書いていないですね。

(4)がずらずらっと書いてあるのが、行政と市民等によって、それでコミュニティにおける自主性、自立性を尊重する。(イ)環境づくりの重要性を認識し、必要に応じて、支援を行う。(ウ)市民本位の行政及び庁内体制づくりを行う。(エ)コミュニティにおける市民参加を支援する推進員制度の創設及び推進員の養成努める。(オ)コミュニティ活動の媒介組織となる市民活動センターの全市的な役割を強化する。(カ)公共施設がコミュニティで有効に活用できるよう必要な制度の創設を行う。イは、(ア)は育児など生活に密着した、誰でも気軽にコミュニティに参加をするという、ここが母親というところが誰でもとしています。(イ)コミュニティの自立性確保のため、財源の自立性の維持に努める。それから(ウ)草の根の要望等を吸い上げ共有する仕組み。(エ)自主的に自立的にその活動の評価、改善を図り、その結果を積極的に公表する。このことから参加者の達成感を生み出す。(オ)自己評価だけでなく、第三者の評価も取り入れる。ですから1つの文章であがっていたものを少し分割して、見やすくしました。以上です。

(D 委員)

先ほどの基本原則のイウエオのところはそれはもう少し変わりますよね。それだけで変わったのですか。ちょっとあれだなと思う部分で…。それからエとオというのは多くの市民等が関心を持ちながら環境の整備をするということと、実現し易くなる環境づくりに努めるということは、

同じ部分でちょっと。

(C 委員)

ちょっと違うかなと思うのですね。

(D 委員)

だから私的活動に関しても環境整備だというのは。

(C 委員)

それは先ほど言ったように変えるのですよ。

(D 委員)

変えるのでしょうか。

(C 委員)

エは多くの市民とコミュニティに対して、身近なものと感じられる。

(D 委員)

環境でしょう。そしたらオはどうですか。オとそんなに違いますか。

(C 委員)

こっちはこっちで重要さを認識させるという意味で。

(D 委員)

同じようなことを並べる必要があるのですか。環境づくりに努めることでいいのではないですか。一緒にしてあまり原則はたくさんつくらないほうがわかりやすいのではないのでしょうか。

(E 委員)

それから15ページの趣旨の上から5番目に「それらが単独では難しい課題については、」とありますよね。それらが単独では解決がといたいのです。解決が難しいということで、主語がないのですよね。これは

入れたほうがわかりやすいと思います。

(J 委員)

それと、すごく気になるのですけれども、これはここの場で修正というか、意見を出すほうがいいのか、例えばまた別作業の文体とか、表現のところで意見申し上げて、検討していただくのか、ちょっと否定的な言葉が入ったりとか、いわゆる英文でいえばマストというか、ねばならないという、それはそういうのを入れると後々そういうことに対してのチェック機能とか、どういうふうにしてそのことを担保するのかという非常に問題が大きくなる可能性があるのではないかという、その表現はそのまま使っていいのかなどという、例えば1番最初のところの4行目、こういう言葉をあまり使ってもいいのかなどという、もうちょっと柔らかい表現はないのかなと、「行政がむやみに干渉することがあってはならず」というのは、では、あるのというふうに、行政が干渉しているのかということになるので、そういうふうなことを惹起するのではないかと、こういう表現というのは考えてもいいのではないのかなというふうに。わざわざこういうふうに趣旨のところに書いてあると、では、今行政がいやに干渉する事態があるのですかということ問われる危険性、そのことが1つ感じたということ。

それから読んでいてあれと思ったところは、それから同じように4ページ……

(C 委員)

3ページまでです。

(J 委員)

4ページは違うのですね。

(C 委員)

4ページは今までの原版ですから。

(J 委員)

それからもう1つまだありますよ。ねばならないというのがやっぱりありますね。

(C 委員)

「ねばならない」のは、「学習しなければならない」でしょう。

(J 委員)

そうです。

(C 委員)

それは学習することに変えますけれども。

(J 委員)

変えるのですか。それならいいです。それだけです。

ここはどうなのですか。これはどうしても入れなくてはいけないのですか。この表現を。

(C 委員)

行政がむやみにというところですか。

(D 委員)

だから、それは最初にくるから特にきつく思われるのではないですか。地域の活動だったり、個人的な活動の自立性を尊重し、行政が干渉をせずに自立的な尊重するとか、ちょっと入れておいても私はいいと思うのです。最初にくることがすごくきついのですよ。

(C 委員)

むやみにはちょっとね。とりますか。

(E 委員)

行政の干渉のない中でとか、軽く流したほうがいいと思います。

(副委員長)

わからないのですけれども、それだけ干渉されているのですか。

(J 委員)

だからそういうふうには……

(E 委員)

今はあまり干渉していませんよね。

(副委員長)

干渉というと行政を敵視しているみたいなの。

(J 委員)

あえて市民参加を強調するのにあまり仮想抵抗みたいなのを使わないでいいのではないかという話なのですからね。

(D 委員)

だから、地域の諸団体の自立性を行政が尊重し……

(副委員長)

行政のお任せの体質というのは下のほうに書いてあるでしょう。そのところをもうちょっと前面に押し出してもらいたらいいいのではないのですか。

(D 委員)

でも、はっきりいって干渉することがあるかどうかは別として、権力主体だからやっぱりその部分は、今現実がそうだからそこはやっぱりコントロールすべきことで、原理的には入れたほうがいいので、だから地域の諸団体の自立性を尊重し、行政が干渉、その主語を頭において行政の干渉しないという部分はちょっと入れておいたほうがいいと思います。

(E 委員)

条例は誰がなっても同じことをしなくてはならないというルール作りですから、だから、今はいいけれども、人が変わると干渉するかもしれないし、それを防ぐための条例ですから。

(副委員長)

干渉しないという言葉を使うことによって、関わりませんというふうにはすっぱりひかれてしまうと困ると思うのですが。

(D 委員)

だからそこでここでちゃんと書いているではないですか。現場で学習するとか、いろんな具体性を書いているではないですか。

(副委員長)

わかりますけれども、結果的にわれわれにとってメリットのある形というのを認識し、共有できる表現はなんなのだろうなと思って、干渉はきついのかなというふうな印象があったということなのですけれどもね。

(C 委員)

少しやわらかくしましょうか。

(J 委員)

むやみに干渉とするとそんなことは本当にあるのというふうに。

(D 委員)

そこはニュアンスとして表現していけばいいのではないですか。でも入れておいたほうがいいと思います。

(委員長)

ほかに。では……

(C 委員)

私は先生にコメントをいただきたいのですが。

(関谷先生)

では、コミュニティについてですと、今その行政が干渉云々というのは、私はおいておいていいと思いますね。ただこれは表現としてどこまできつくするか、やわらげるかということはあると思いますので、別に今干渉があるかないかということではなくて、ルールですから、ルールとして干渉が今はないけれども、今後はある可能性はあるわけですね。ですからそういう意味でルールとして干渉することがあってはならないというふうな意味でとらえればいいのかなというふうに思います。

特にこのコミュニティを条文、市民参加条例の中に入れていたポイントの1つは、私はやっぱりここにあると思うのですね。つまり極力市民が自由に自分たちでいろんなことをやれるというふうなことをやっぱり尊重する、それで願わくはその地域の自立ということもあとあと考えていけるような、そういうその裾野を開いていくという意味で、ここはそういうコミュニティの自立性とか自主性というものを尊重するということが1番のポイントになっているわけですから、そのことを考えてもそのことはあってもいいのかなというふうには思います。

あくまでも行政という1つの権限主体は、組織として考えられているわけですから、いくらいい人がいても、組織としてどう動いていくかはわからないわけですから、あくまでも人をしばるというよりは組織をしばるということが、このルールのポイントですから、そのように理解していけばいいかなと。あとその干渉しないと言ってしまうと、行政がひいてしまうのではないかということについては、条文というのは要するに、条例というのは全体で理解すればいいことだと思いますので、この文言だけというよりは、要するに条例の中で、このような文言があるということで、要するに解釈していくということですから、その点は、心配はないのかなというふうに思います。

ですから確かにこの抜本的修正版だと趣旨の2段落目が「行政がむやみに干渉することがあってはならず」というところからきてしまうので、これはむしろその前の15ページのところ(1)参加の趣旨のウの文章の順序のほうがいいかなと。「コミュニティにおける自立的な活動が最大

限尊重されなければならない、行政はむやみに干渉することがあってはならない」という順番のほうが表現としては柔らかくなるかなというところですね。

(J 委員)

私は先生の考え方、それから先ほどのお二人の考え方は、現実の話、例えばわれわれが今つくろうとしている参加条例ということについて、他の市民参加条例にみないそのコミュニティへの市民参加というのがあえて画期的に入っているわけですよ。これ自体がある意味で今までの中でも流山の一步すすんだ条例をつくろうとしている、これは十分感じられるのだけれども、その中において、現場でみると、われわれから見れば行政がむやみに干渉することがあってはならないという実体以前の問題として、ほとんど行政が、例えばいいすぎかもわからないけれども、コミュニティに対する能動的な動きというものが、現実を感じているのはたくさんあるのだとか、いわゆるコミュニティ活動に対しての、そういったものの今度逆にまた感じさせる問題があって、非常に大上段にあえてこういうものを入れたからといって、そもそもみたいな形でもって、行政がむやみに干渉することはあってはならない形でコミュニティ活動があるのですよということを、市民参加を重要視して、並びにそれを活発化させていきますよと、そんなふうになんかちょっとあまりにもここへきて突然ブーンと出てきたという、あまりにも欲張りだなという印象があります。むしろ私はさらっと、それだけ市民参加というものを非常に重要視して、この条例の中でもって推進させようというそんな意図で今回の構成というものを考えたらいかがかなというものがあつたのですね。そういう意味で極めて現場的に自分でコミュニティ活動やっている人間としての気持ちの中で、非常にそれを感じたということですね。僕は現実的になんかと思うのですよ。あまり行政がそんなむやみに干渉していると。

(I 委員)

僕が感じているのは行政がむやみに干渉しても別にいいのですけれども、権力とかそういうので命令したりするというのは、いけないけれども、いろいろな意見を出したりだとか、行き過ぎた提案してきたり、干

渉という言葉はどうとるかなのですけれども、命令や権力でおさえつけるのはいけないけれども、干渉するということはあってもいいのではないかなとは思うのですね。言葉の問題とは思うのですけれども。やっぱり市民と同じ立ち位置ではないとは思うのですけれども、同じやっぱりよくしていこうという中にはもちろんコミュニティに対しても、絶対に行政という行政が支援するという場面は出てくると思うので。

(関谷先生)

おっしゃる通りであって、要するにこの条例が本当に施行されて、建設的に解釈運用されていけば、相当このコミュニティ活動というのは活性化していくと思うのですよね。そうなったときに地域住民がいろんな形で連携するなりして、いろんな活動というのをやっていこうと、自主的にやっていこうという動きがどんどんいろんなところから出てきたときに、それは市として認めていませんので、そういうことをやってもらったら困りますと仮にいわれたとすれば、それが1つの干渉なのです。干渉といっても、いろいろなイメージでとらえられることがありますので、趣旨というのはもちろん干渉は実際あまりないのではないかというのは、多分おっしゃる通りなのです。ですけれども意味合いとしては要するに市民が自主的にやる、あるいは地域の人たちが自主的にいろんなことをやっていくことが、要するに市としてはそういう制度になっていませんので、市としてはそれを認めていませんのでというふうな形で遮られてしまうというか、後退させられてしまうといことがあってはならないと。逆に市民活動ということによっていろんなことをやるということが、最大限に開かれていくということがポイントなわけですから、そのいろんな形で出てきた動きに歯止めをかけないというような意味合いにとらえていけば。

(J委員)

でも、条例つくることによって歯止めはかけられないと思うのですよね。要するにコミュニティへの市民参加という今回市民参加条例の中にあえてその部分が入ってくるということは、つまり市民の自主的なこのコミュニティへの参加というものが条例によって守られる、担保される

ということになれば、当然今先生がおっしゃるような干渉ということもこの条例によって、それは話していることができるのではないかなという趣旨が私は汲み取れたのですね。確かに今までない、現実にほかの市の参加条例をみてもそういうのは入っていないのですよ。コミュニティに対してのコミュニティ活動に関する市民参加というのはね、きちんと担保されている実例がない。私は、流山市はそれができる、つくることに仮にこの問題がきちんと制定されれば立派にそれでもって守られるのではないかなと思います。だからあまりこういうことはいわないほうがいいのではないかと、私はあえて言いたいのです。それによっていろんなことを市民がまた考え出すのではないかと。

(副委員長)

干渉という言葉は、やはり強いのかなというのがあります。僕なんかだと素朴なことですから、間違っていたらごめんなさいなのですけれども、だいたい流山市はお金もないですし、お金、ないでしょう。そういうことですよ。干渉できないからといって、むしろ本当に健全な関わりすらも減ってしまうのではないかと、そんなことを心配を勝手にしているわけなのですよ。お金がないからそういったところは自主的なところでやっていただいて、私どもはちょっとごめんなさい、引っ込んでいますぐらいな感じですから、そういうこともあるのではないかなみたいな、そういう素朴な考え方もあるのです。

(D委員)

だからそれも干渉の中なのですよ。何もやらないとか、やらなければいけない、不参加というのも……

(副委員長)

不参加も干渉なのですか。

(D委員)

それも干渉になっていくような形で。

(副委員長)

ちょっと僕はよくわからないのだけれども。干渉という言葉は、辞書を引くと、他人のことについて自分の意思に従わせようとするということなのです。ただ自分の意思に従わせようとするのが干渉なのであって、何もしないのが干渉とはちょっといいにくい。

(D 委員)

だからそれはいえませう。

(E 委員)

こういう干渉という言葉を使わないで、不当な関わりがない中でとか、不当な関わりがない中で。

(D 委員)

不当なというのは。

(E 委員)

干渉というのはなんかに関わることでしょう。だからそれはいいことなのです。それをあえてむやみにというからおかしな感じがするということになるので、むやみに替える言葉を探るのであれば不当とかなんとか。

(D 委員)

では、自立性を損なうような干渉とか。

(I 委員)

行政の都合によるとか。

(D 委員)

主体性、自立性を損なうような干渉はしないと。そういう不作為という部分も今先生がおっしゃってその部分ですね、その部分が浮き彫りにならないのですよね。自立性を損なわない尊重といったら結局本

来やるべきこととか、制度づくりとかコミュニティが自由にもっともっと自分でできる部分とか、その部分の関係づくりみたいなものを、みえないのだけれども、不作為ということはやらないわけですから、そこがみえないのです。自立性を損なわない干渉になるとやはりそこは引いていって、要するにあれこれいうなという話になるわけですから、やっぱりそこもちょっと言葉としてすごく狭くなるかなと思うのですよね。

(E 委員)

僕はやっぱり条例的に、なぜ条例化するのかということが、基本だと思うのですよ。なぜ条例かというのは今やっているとかやっていないという問題ではなくて、いつ、誰が行政、経営に携わってもそういう市民の内乱のようなものは起こらないということをするために、条例化するわけでしょう。なぜ条例化するのかということを考えて僕はややはり言葉なのか、なんかの形で入れておくべきだと思いますね。今やっている、やっていないに関わらず、こういうのは、例えば独裁的な、河村さんのような知事がやってきて、横暴にふるまわれたら、ということだってあり得ますよ。

(委員長)

この参加条例の全体の中でやっぱりいっておかなければいけないことというのは、いくつもあると思うのですけれども、その中で行政干渉せずという強い言葉になると思いますが、考え方としてこのことをおさえる、全体として感じるということもありうるのですけれども、やっぱりはっきりおさえることが、必要だとそういう認識があるのであればやはりここではきちんと表現することが大事かなというふうに思います。ですからこれの通りの表現でいいかどうかということは、ちょっとおいておいて一応このいいたいニュアンスというのは、これCさんのほうでも。

(C 委員)

そうですね。

(委員長)

ということで、少し文章に沿って再検討するということで、したいと思えます。ほかにありませんか。

(E 委員)

つまらないことなのだけれども、このCさんの3ページ、真ん中辺りの右側に(4)のAの(ウ)の最後のほうに、行政及び庁内体制という体制という字なのですけれどもね、これは私の理解では、私もちょっとわからないので、辞書をひいたこともあるのですけれども、この体制というのは国家体制とかそういうときに使う体制であって。

(D 委員)

それは組織に。

(E 委員)

態度の態に勢い、普通はそれを使うのだと。国家体制とかそういう大きなもの。庁内体制と書いてあるのだもの。

(D 委員)

だから組織づくりに戻したほうがいいのではないですか。

(E 委員)

だから、組織は組織でいいのですよ。この体制という言葉は使うならという話ですよ。

(副委員長)

逆に体制と書いてあるのだから、それを使えばいいのではないですか。

(E 委員)

だから、組織は組織でいいのだけれども、この体制を使うのであれば、こういう漢字を使うべきだと。

(副委員長)

すみません、(1)の趣旨のところは従来の16ページのように箇条書きのほうが理解しやすいような気がするのですけれども、このコミュニティのページのほうがよろしいのでしょうか。

(C委員)

それはあくまでも文体の話であって。

(副委員長)

それはそういう意味で。

(委員長)

コミュニティのところでちょっとご意見いただきましたけれども、全体のバランスの中で、関谷先生が今日は11時15分過ぎ、あと1時間弱参加されますけれども、そのあと。

(関谷先生)

これまで議論してきたところで、総則の部分はさっき補完性の原理というのがコミュニティだけではなく、全体に関わるような形で入れこんでいくということが1つ。それから行政の市民参加についてはほぼ申し上げた通りのことが反映していただいていますので、これで大丈夫かなというふうには思います。

それから議会への市民参加について、これ12ページの(1)趣旨のイですけれども、これは、主語は「議会は」ですね。これは入れた方がいいですね。

(J委員)

入れたほうがいいですか。くどくなるかなと思って直したのですけれども。

(関谷先生)

「議会は市民の代表機関として、意思形成プロセスを市民に開示」は

「開き」でいいかと思います。

(J 委員)

はい。わかりました。

(関谷先生)

それで、「市民との応答的關係を通じて、意思決定をする」でもいいですし、これはエでも「意思決定」が入ってくるのですよね。意思形成ですか。ですから同じでもいいですし、イの部分は市民とのやりとりを通じて議会の判断を充実させていくという表現でもいいかもしれませんし、ここはお任せしますけれども、いずれにしてもこの「議会は」という主語を入れておいたほうがいいと思います。

(J 委員)

ウのところにも入れておいたほうがいいのですか。

(関谷先生)

そうですね。

(J 委員)

そうすれば全部入りますね。それで、今のエのところはあれですか。意思形成・決定というのはイにも入っているからということで、変えたほうがいいということですか。

(関谷先生)

意思形成、意思決定というのが、多分エにくると思うのですね。ア、イ、ウを踏まえながら、「議会は、市民の意見を把握し、市民全体としての意思形成・決定を行う。」というのはたぶんエだと思いますので、そうするとイとダブってもいいのですけれども、イのほうはそういうやりとりを通じて議会として判断をするにあたっての、判断して、決定するわけですけれども、その判断の部分を充実させるというような表現もありだということですね。

(J 委員)

では、イを変えると。

(関谷先生)

判断を実質化していくとか、充実させていくとかいうふうにしてそれを踏まえてエで意思決定をすると。ちょっと些細な表現ですけれども、ちょっと入れておいたほうがいいですね。

それからコミュニティは趣旨の部分は先ほどいった順序を元に戻したほうがいいところもありますので、その辺を考えるとということで、先ほどの干渉という文言をどうとらえるかにもよると思うのですけれども、ポイントとしてはコミュニティの自立性がとにかく尊重されていくということが大事なのですし、逆にそこは損なわれてしまうようなその介入とか不作為があってはいけないというのが、趣旨ですから、その辺をどう表現できるかどうかということになってくると思います。干渉がいいのか介入がいいのかということもあると思いますし、あとは不作為というのは、場合によっては入れたほうが、今後は多分、この不作為問題は相当出てくると思うのですね。不作為という言葉はぜひ入れていただいて、今後やらないことによる問題点、そこを、それでもやはり行政がやるべきだという話になるのか、それからもっと住民が自主的にやらなければいけないのかと議論していく機会は相当増えていくでしょうから、そういうことも念頭におきながらちょっとそこは入れたほうがいいと思います。コミュニティは大体大丈夫です。

あとは7と8のところがあまりちょっと触れていませんでしたけれども、7が環境づくりで、8が組織ですね。組織は基本的にこれでいいかなと思うのですけれども、7の環境づくりのところでのこの(1)情報公開・共有はとにかく環境の基本原則ということで、ここに入れておいていいと思いますし、次の(2)の意識改革と啓発というのはすべての当事者が意識を変えていくということでもいいわけですよ。この中で要するに現場に学べと、これはやっぱり職員も、議員も、住民も現実を知らないことには何も始まらないということがあると思いますので、現場にどういう人がいるのか、どういう問題があるのかということを知るとい

うことがたぶんこの意識改革の1番の出発点だと思いますので、そういう意味では現場に出るとか現場を知るということをちょっと表現に入れていただくといいかなと。

(D 委員)

これは担当はAさんなのですか、Iさんなのですか、ちょっと確認しておきたいなと。

(副委員長)

なんかどっちつかずという感じですよ。

(D 委員)

では、どちらかですね。わかりました。

(関谷先生)

ですから全ての当事者というのは、市民、行政、職員ですけれども、議員、この全てがとにかく、各現場でどういう人がいるのかということを知る、どういう問題があるのかということを知る、それがとにかくこの市民参加の出発点であり、意識改革の始まりであるというふうに、またそんな感じの文言を入れていただくといいのかなと。できればそれが1番意識改革の最初のあたりですね。それから24ページの(3)育成と支援ですけれども、ウに財政の支援というふうになっていますけれども、あとはエの活動・事業の支援ということもありますけれども、これ全部主語が「行政は」となっているのですよね。確かに、行政がいろいろな支援をしていくという部分もありますけれども、市民が市民に対して支援をしていくということもあるのですよね。ですからその部分もちょっとこの辺に、ウとエの両方に入れていただくといいかなと。つまり財政的支援というのももちろん、いろいろな市民が提案する、いろいろな提案をして一緒にやっていくなり、相手の支援をしていくということもありますけれども、たぶん今後もっと求められてくるのは、民が民を支える仕組みなのですね。今、実はいろいろな事例が全国に出てきていますけれども、例えば市民が公益財団をつくっていろいろな寄付をあちこちで集

めて、それを市民が提供していくとか、そういう募金はどんどん活性化していくと思いますので、民が民を支えるという財政的にも支えていくというのを、このウにもう1つ加えていただくと今後の裾野が広がるのかなというふうに思いますので、そういうことに市民も努めていくのだということですね。

(E 委員)

現実にもある。

(関谷先生)

活動・事業支援についても、これはあちこちにもちりばめられていますけれども、市民が市民に対していろんなアドバイスをしたりだとか、いろんな働きかけをすることで、市民相互で高め合っていくということですね。何かそういうことも入れていただくといいと思いますので、このウとエにそういったポイントを入れていただければと思います。

それで8の部分については、協働推進委員会が設置されているということと、それから専任部署というのがつくられるということですよ。実質的に心配なのは、(1)はいいですね。(2)の市民参加・協働推進専任部署というもので、これは謳う自治体は謳うのですけれども、実際は形態化している傾向が強いです。ですから本当にこういったものを本気で位置づけなければ、結局は何か部署としては存在するけれども、全然機能していないとかですね。あるいはその部署に、今度はこういう市民参加、協働というのはあそこに任せておけばいいのだという全部そこに任せて、他の課はわれ関せずという、そういうところが容易に予想されますので、そうならないような表現というか工夫を、アの組織の辺りにこういう趣旨で、とかそういうことを入れておいたほうがいいかなと思います。

(D 委員)

そうですね。ありがとうございます。全庁横断的に関わるということを入れたつもりなのですが。

(関谷先生)

それはいいと思うのですけれども。だからその横断的なことについては、要するに専任部署と担当課がしっかりと連携しながら、いろんなものをすすめていくというふうな、そういうことを入れておかないと、本当に職員にとってみれば他人事になりがちなので。あとは組織のほうは基本的にいいと思いますので、一応これまでかいてあることでは以上です。

(委員長)

ありがとうございました。では、あと市民参加・協働推進のための環境づくりにつきましては、これは、Iさんと相談しながらAさんのほうでしていただきます。市民参加・協働推進の組織についてはDさんが担当ということでお願いしたいと思います。

では、1番最初に戻って前文のところに入りたいと思います。では、この前文について私のほうの赤字で書いたものがありますけれども、これを土台にしてDさんのほうから新たな青の提案をいただいております。なおかつそれは関谷先生からの指摘もいただいた形になっておりますので、Dさんのほうから、この前文についてお願いします。

(D委員)

まずこのゴシック体の赤字なんかどこにもないので、ゴシック体の下線の明朝体とかがセットになっているものは、まず最初にBさんの下線の部分ありますよね、ゴシックと重なって下線の部分をBさんの文章そのまま、あとゴシックのところでは私がちょっと書いてみたのですが、それを関谷先生に送ったところ、昨晚遅く先生のほうからしつかりすごく丁寧なコメントをいただいたのがこちらで、ちょっと見にくいのですが、申し訳ない。かなり文章表現というか内容的にもきちっと丁寧に、文章そのものとしていただきましたので、このままで文章いいかなと思ったりしているのですが、こちらのほうで。では、そこについて、こちらのほうを議論して、先生のコメント入りのほうを議論していただくということで、見えますか、皆さん。大丈夫ですね。ちょっとコメントを含めてちょっと読んでみます。

前文の最初はその内容的に1つずつ読ませていただいているのですが、パラグラフごとにテーマを分けて書いていただいているのですが、最初のところは、「みどりあふれオオタカも棲む生態系豊かな流山市は、かつてはみりん産業で栄えクエスチョンですけれども、近年、都心通勤者の住宅地として発展してきました。」というところなのですが、これは、本当に流山はみりん産業で栄えたかどうか私にはっきりしないので、思っていたのですが、そこはやっぱり産業をあげたほうがいいのか、ちょっとこういう言っている産業だけで地域を代表できるものなのかなと私は思いました、それよりもむしろ近年、都心通勤者の住宅地として発展して、その人たちというのが、その人たちだけではないのですが、早くから地域活動が盛んであったということを入れたほうがいいのかなというのがコメントです。どうしましょう、順番にバーンと行って行ってそれでいいですか。

(J 委員)

ここで前文をつくるのですか。

(D 委員)

前文はもうつくってしまってもらわないと。

(J 委員)

ここでつくるのですか。

(D 委員)

先生が文章的に入れてくださっているので、ここでつくってしまったほうがいいと思います。

(E 委員)

Dさん、それはいいのだけれども、全部やっていると時間がかかりますので、1つ1つポイントを押さえてもらわないと。

(D 委員)

流れがわからないので、読んでいただかないと。

(E 委員)

読みました。

(委員長)

全体書くことをあれするにはもう今先生の時間の指定ということもございませうので。

(D 委員)

かつてはみりん産業で栄えていたのは本当のことですけれども、これは取って。

(J 委員)

ちょっと待ってください。今そういうご意見なのにせつかく先生がこのそれぞれのところに校正のところ、かぎかっこでもってつくっていただいているのではないですか。流山の歴史、流山の現状、それから基本条例、議会基本条例、市民参加条例の趣旨と特徴、そういったところのそれぞれの場のどこどこね、校正、これに欠けているものはないかというところをまず全体的な流れでもって、1回ちょっと意見を聞いたほうがいいのではないですか。それから逆にそれでもってなければこの要素でもってやりましょうという形で、順番にやっていくとそういう方法をとったほうが、私としてはあとからこれが不足しているのではないか、あれが不足しているのではないか、というよりもね。

(E 委員)

私はこれでいいと思いますね。歴史、特徴、現状・・・

(委員長)

今、そのやり方で、その個別にといいますか、でしょう。

(J 委員)

ですから、全体の構成をもう一度確認して、皆さんできちんと了解をとらないと。

(D 委員)

では、最初に別にこれは全部の中にこういうタイトルがつくわけではないのですが、これは先生がパラグラフをみて、そういうふうに分類してくださったので、最初に流山の歴史、特徴が入って、その次に現状が入って、そしてそれからその自治基本条例や議会基本条例というものが、つくられたよということが入って、そのあとにこの条例の市民参加の条例の趣旨や特徴というものを入るという流れになっております。ということでその流れとしてはいかがでしょうか。

(E 委員)

私はいいと思います。要するにここでいいたいののは、なぜ今市民参加条例なのかということですね。市民参加条例の基礎をやったわけでしょう。

(D 委員)

歴史・特徴の中にどこまで織り込むかなのですよね。

(E 委員)

歴史、特徴などはザッとでいいのですよ。あまり特定なことをいわない方がいいと思います。

(委員長)

Jさん、こんな感じで結構ですか。よろしいですか。

(J 委員)

はい、結構です。

(D 委員)

そうするとみりん産業で栄えはもうやめてしまって、つまり住宅地と

してもともと発展してきて、今も住宅地であるということですから、その中で県内でも早くから地域活動が盛んであるというのは、いってもいいのかなというのは、その辺はどうですか。

(J 委員)

最初のところですね。歴史と特徴の部分をこれは先生のコメントのところの県内でも早くから地域活動が盛んであるというところは、ぜひ入れたほうがいいと思いますけれどもね。

(D 委員)

それでみりん産業というのはとってしまつて。

(E 委員)

それでいいのではないですか。

(副委員長)

産業的にみりんを取り上げるのも。

(D 委員)

そんなに大きくないですよ。

(副委員長)

ぶっちゃけた話みりんが先ではなくて、水運が先のはずなのですよ。

(D 委員)

だからそこはもう曖昧だと思うから、そこまでの歴史的経緯というかそこは書かないで、ここ最近の市民という市民層の動きを書くということでもいいのかなということになるということで、市民活動が盛んであったということと、都市通勤者の住宅地として発展して市民活動が盛んであったよということを、県内でも早くからというふうなそこら辺でいいですかね。

(C 委員)

産業はいらなから、古くから栄えたみたいなの、最近になって急に住宅地としてできた市ではなくて、昔から、江戸時代からある市なので、歴史があるということは入れておいてもいいのではないですか。

(E 委員)

だから住宅地ではなくて、古くから栄えていると。

(D 委員)

そういうの聞いても東葛四町があったとか、古くは。

(C 委員)

江戸時代から栄えていますよね。

(D 委員)

でも、そんなに栄えていないのですよ、実は。野田の余波でここがたまたまそういうふうになっただけの話でそんなに栄えているわけでは。

(副委員長)

流山近辺というのは幕府の直轄地だったりするので、特に有力な侍がいたとかそういうわけでもないのですよね。そこら辺でちょっとその評価が難しいところがありますよね。

(J 委員)

常磐線しかなかったといたら間違いでしたということになります。

(委員長)

ここについては歴史がある、地域活動が盛んといったところをそれを加味……

(D 委員)

入れるのだけれども、そこは歴史的なちょっとした入ったほうが、私

もいいと思ってみりん産業をそこに入れていましたが、なんか古くから栄えているそういう一般的な言葉では特徴的ではないので。

(J 委員)

歴史という言葉が入ってくるだけで、それをもうちょっとそれに味付けすれば、別に産業のことを言わなくても。

(D 委員)

産業は言わないので、歴史的にどうだったといえればいいですか。

(E 委員)

このフレーズ、このかたまりは何を、誰に何を訴えたいのですか。あまりそんなこと重要視することはないと思います。

(D 委員)

ですから、一言さらっといってくださればいいのですけれども。

(関谷先生)

ここはやっぱり市民参加条例ですから、例えば流山市はこういう地理的条件とか、交通条件があっというろんな人たちが集まってくるようなこれまでの経緯があったと。そういう人たちがいるからこそ早い段階でそういう市民活動というのも盛り上がりを見せたというそれくらいでいいかなと思います。

(D 委員)

そのあとは、住宅地として発展してきて、県内でも早くから市民活動が盛んであったというそれでいいですね。

(E 委員)

それでちょっと言葉なのだけれども、5行目の……

(D 委員)

まだそんなにいいっていません。

(E 委員)

いいってないですか。急速な開発が進む中という……

(D 委員)

どこを見てますか。こっちです。

(E 委員)

5行目、「活発に活動し」、というのは「行われ」でいいのではないですか。

(委員長)

そこへまだ。

(J 委員)

まだ最初の2行のところまで今。

(E 委員)

では、現状。

(D 委員)

現状で、では、そこ……

(J 委員)

現状ではないでしょう。歴史・特徴のところをもう一回やって、あれすると歴史があるというところについては、県内でも早くから市民活動が行われてきたということ、そこへ入れるということですね。

(D 委員)

だから、流山市は、近年、都心通勤者の住宅地として発展してきました。その中で県内でも早くから地域活動が盛んで、ちょっとそのあとに

県内でも早くから市民の地域活動が盛んであるというふうなことを、書きくわえたらいいのではないのでしょうか。では、いいですね。

それでその次に流山の現状ということで、特に平成17年につくばエクスプレスが開通して以来人口が増えつつありますと。これで1つの文にまとめると書いてありますね。コメント見ると。急速な開発が進む中、自然を守り、福祉の充実を図り、歴史を再発見していくなど様々な市民活動が活発に活動し、活動していますかな。それで新旧住民の多様性を引き出し、活かしながら古さと新しさの結合を図り「住んでよかった」、これはどうやって入れていいか先生に書いているのですが、コメントとしてはこちらのほうですね。多様な市民活動が活発に活動しているよということを、ここで改めてもう一度いうと。具体的な活動があると改めていっていくと、それでその後ろのこれは最後に、というのは「ずっと住みたいまち」というのを1番最後に入れることで、そうやって活動して行って活動しているということが1つの文章になって、そのあと新規住民がいろんな多様性を持ち出して、生かして古さと新しさの結合を図って……

(E 委員)

図っていますですね。

(D 委員)

図って、まちづくりをしているとかいうふうに。2つの文章ですね。

(E 委員)

そのところですが、活発に活動し、というのはちょっと、活発に行うでいいのではないですか。その前に市民活動という言葉が入っていますからね。また活動、活動とくるから、市民活動が活発に行われていますでいいのではないですか。

(D 委員)

はい、行われていますです。そこでここで切って新旧住民の多様性を引き出し、活かしながら古さと新しさの結合を図っております。ずっと

すすんで、「住んでてよかった、ずっと住みたい」というのは最後に1番後ろにくるので、ここでそれは現状はそんな感じで。

その次に今度自治基本条例・議会基本条例ということで、このような市民活動のうねりがある中、市民自治によるまちづくりの基本原則を定めた流山市自治基本条例が平成21年春より施行されています。この自治基本条例は公募市民協議会による原案をもとに策定され、市民は自治の主体であり、主権は市民にあるとし、「市民参加は市民の権利である」ことを謳っています。そして、地方分権以降の「自分たちの地域の課題は、自分たちで考え、自分たちで解決に向けて行動する」こととしています。時を同じくして、流山市議会基本条例が制定され、議会においても市民参加をすすめることが謳われています。よろしいでしょうか。

21年春よりというのはちょっとおかしいですね。

(J 委員)

それはおかしいですよ。

(C 委員)

4月でしょう。

(D 委員)

4月でしたっけ。

(J 委員)

21年度でいいのではないですか。

(E 委員)

4月からのがいいのではないですか。

(J 委員)

21年度でいいのですよ。ここは。

(D 委員)

21年度よりは、21年4月でしたっけ。

(J 委員)

4月だけれども、21年度と普通は一般的に4月からと皆理解しますよ。

(副委員長)

条例の施行というのはちゃんと期日があるので、期日を入れたほうが。

(J 委員)

21年4月でしょう。そうしたら。

(D 委員)

4月のほうがいいですね。具体的に入れた方がいいと思います。ここはどうでしょうか。

(J 委員)

それからこの公募市民協議会による原案をもとに策定され、と入れなければいけないのですか。

(D 委員)

私はやっぱり自治基本条例が施行されているということは、やっぱりそのここに市民が関わったという部分をちょっと私は入れたいなと思ったので、行政がある日突然市民協議会を、自治基本条例をつくるというところもあるわけで、そういうのではなくてこの公募市民協議会といういいかたがちょっとおかしいのだけれども、私はそういう形のもので市民が集まってやったよということは、あったほうが流れ的にはすごく自治基本条例のいい見本としていいのかなと思うのですが。

(委員長)

自治基本条例については最後にも出ているのですね。ですから基本条例がその枠の中で何度か出ていますし。

(D 委員)

ここは、最後はたぶんちょっと変えると思います。

(副委員長)

最後の方をいじったほうが良いと思います。

(委員長)

今の要するにカットするというか、ほかには自治基本条例の絡みは出さないということですか。

(E 委員)

頭でやるよりは、ここでやったほうが良いですね。市民参加条例は、自治基本条例の第9条か何かで示されているのですから。

(D 委員)

やっぱりこの市民活動をうけて、自治基本条例もそういう形でできてきたよという、それこそ行政だけでやっているわけではないのだということ強調したいので、公募市民協議会というのは市民協議会だけだとちょっとよくわからないのですよ。

(J 委員)

市民協議会ということをあえてまだここで出さなくてはいけないのかということ私はいいたいです。だからこの基本条例は市民が自治の主体でありという主権は市民にあるということ強調するということで、十分そこから流れている市民参加条例ということ、言外に引き出すのではないかと思いますよ。

(E 委員)

僕はそれも大事なのだけれども、それを市民が皆で考えたというのが入れたほうが良いと思います。

(J 委員)

それは自治基本条例のところでさんざんいっているではないですか。自治基本条例というものがもう 21 年に 4 月に制定されているわけですから、そのこと自体もう自治基本条例誰がつくったのというところで、それは市民がきちんと市民協議会のほうでつくりましたという話が、ホームページにも全部出ているわけですよ。なんでまた市民参加条例……

(E 委員)

でも、これはこれで独り歩きしますから。

(D 委員)

なんで入れたらいけないのでしょうか。

(J 委員)

私から見ればそういうことよりもそんなにくどくどいわないで、逆にいえばこの参加条例というものをきちんと前面に出せばいいのではないかと、逆にいえば市民参加条例はそういう意味でこういう市民でもってつくりましたということを、どこに入れるのかということのほうがむしろ重要なのではないかと。

(D 委員)

そしたらこれはこのままおいておいて、そっちの市民参加条例の主として特徴は後半で出てくるわけですから、そここのところでそういう部分を少し入れたらいいのではないですか。ここに入れることのくどくどといってもそんなに長くはないわけで。

(J 委員)

だからそういうことをあえてうたう必要はないと思います。1 番私が嫌いなのは逆に、これは個人的な感情だから言わないけれども。

(D 委員)

悪いのですけれども私は……

(J 委員)

そういうことを……

(D 委員)

あえて入れるべきだと思って、入れました。

(J 委員)

それは携わった方の御苦勞とかそういうのが。

(D 委員)

違います。流れとしてやっぱりそれは市民活動が盛んなまち流山ということで、もちろんその携わった人間の思いというので込めているつもりはないです。私は今市民参加条例検討委員という立場としていますから。

(E 委員)

私も携わっていないけれどもね、市民参加条例を読んでこれがまたできてきたのなら、うるさいかもしれないけれども、これだけを読む人も大勢いると思うのですよ。市民参加条例は読まなくても。そのときにこれが書いてある、ダブってあったっていっこうに差し支えない、むしろあったほうがいいと思います。ということは要するに市民参加条例だから、より市民参加でつくられたおおもとの自治基本条例をベースに考えられている、それでまた市民が参加してつくった市民参加条例ですよということを、そういう流れを強調したいのです。

(J 委員)

だから自治基本条例はわかっていますよ。いったいなんで市民協議会というものが公募市民協議会というものが入らなくてはいけないのですかということを私はいいたかったのです。

(E 委員)

それは別に言葉はともかく、市民が…

(副委員長)

これを読んで思いますのは、要は自治基本条例の中身でしょうという感覚がありまして、初めて読む人が公募というとても重要な意味合いがあることはもちろん重々認識していますが、公募市民協議会という言葉につられてああ公募なんですとそのあと肝心のポイントのところをさらさらと読み飛ばされたりしないかなみたいな漠然とした不安はあるのですけれども。

(委員長)

ほかの方でこれの中でご意見は。

(C委員)

市民参加の流れでこういうことをやっているということは、私は言ったほうがいいと思いますけれどもね。それでこういう市民参加でつくった基本条例からこの市民参加条例が派生しているのかな、これももうちょっときちんとやっていかなくはいけないというやっぱりそういうこの市民参加の歴史的なものは、強調してもいいと思うのですけれども。

(J委員)

私は非常にいやらしく感じるのですよ。なんで公募市民協議会が……

(D委員)

だからそれは、言葉は私はちょっとどういうふうに書いたらいいかわからないから。

(関谷先生)

「多くの市民が策定過程に関わった」とすればよい。

(J委員)

それならわかりますよ。

(D 委員)

別にこれは言葉だけで字句だけの問題で、そういう趣旨ですから。多くの市民が関わった…

(J 委員)

それならわかりますよ。一般市民は全然わからないですから。

(D 委員)

では、そういうふうにおっしゃってくださればいいのです。これは嫌いだ、これは嫌いだとおっしゃるから。だから趣旨をいっているわけですから趣旨を汲んでいただきたいということで、私は今までずっと申し上げているわけですから。そういうことに対して。その趣旨でそういう趣旨ですから、字句を訂正いたします。

(J 委員)

そんなに興奮しないでください。委員長という方がいらっしゃるのですから。

(E 委員)

それでいきましょう。

(D 委員)

多くの市民が策定に関わった自治基本条例は、というふうにすればいいですか。

(委員長)

ここは公募市民協議会ではなくて、今先生がおっしゃった多くの市民が参加したというね。

(D 委員)

多くの市民が策定に関わった自治基本条例は、市民として市民が自治

の主体である、それでいいですか。やっぱり字句は正確にしておかないと、よろしいでしょうか。では、このパラグラフのところそれでよろしいですか。

それから市民参加条例の趣旨と特徴というところで、ここはもう、全面的に先生の文章は非常にきちんと書かれていますので、もうそれということで市民参加条例の趣旨と特徴ということで、コメントの4のところ。「市民・地域活動のこれまでの蓄積と今後の展開は、自治体や地域の諸課題の克服に向けて、大きな可能性を拓くものです。行政が公共サービスの質と量を持続させていくには財政的な限界があるなか、こうした市民・地域活動の充実は不可欠の課題であり、そのためには市民参加を促進していくことが求められます。」というふうに、なぜ市民参加が必要かということがポイントで、私ちょっとこのところで、行政が公共サービスの質と量を持続させていくには財政的な限界があるなか、というところがすごく持続させていくだけではなく、持続させていくというのは質を高めていくという意味もあると思うのですが、なんとなくそうするとやっぱり財政があるからやっぱり市民を使おうねというのがちょっと表現が強く私は感じて、もうちょっと違う表現がないかなと思うのですね。財政的には限界というのは入れたいのですけれども、行政が……

(C 委員)

財政問題を表に出すのはどうかなど。

(D 委員)

ちょっと強調されすぎているような。

(C 委員)

財政に限界があるから市民参加をやれといわれても何だ、と市民側から反発を受けるのではないかと思うのですが。

(D 委員)

だからその書き方としては、この前に議論があったのは、財政問題

も多少触れようよねというのはあったのだけれども、こうなるとやっぱり質と量を持続させたり、膨らますには絶対必要なもののようなのだけれども、財政的に限界だけではちょっと。

(委員長)

財政的にもという言葉にしてもやっぱりあれですか。

(D 委員)

だから例えばやっぱりその多様な市民ニーズとか、社会の動向を受けていくには、財政的にも限界がある中行政が公共サービスを持続させていくにはということなのです。そうすると財政的な限界があるのかという強調されるではないですか。

(副委員長)

財政も含めてという感じではどうですかね。

(E 委員)

財政的にも、でいいのではないですか。

(関谷先生)

行政が公共サービスの質と量を持続させていくには、財政的なということは入れても入れなくてもいいと思うのですけれども、行政が単独でやっていくには限界があるということなのです。ということと、それですぐに市民参加に繋げてしまうと何か先ほどDさんがおっしゃったように、ニュアンスが若干読み取れてしまうので、だから一方では行政が単独でサービスというものを担っていくのは限界があるのと同時に、もっと異なる、行政だけが単独ではなくて、もっと異なる、最近はやりの言葉でいえば、もっといろんな多様な主体がそういう公共的な、サービスというのはやはり行政用語なので、市民がつくりだすものをサービスとは私はあまり言いたくないのですけれども、一種そういう公共的なものを、その多様な主体がつくりだしていくことが、期待されているという中で、その次に市民参加の重要性という部分を謳っていけば、ワンク

ッションおかれるので、先ほどの問題は、少しは克服されるかなということですね。

(C 委員)

先生が朝日新聞でコメントを出されておりましたよね。行政だけでやるよりはいろんな主体が関わっていくことによって、まちづくりがよりよいものができますよということ、そういうニュアンスを……

(D 委員)

そういうほうがいいと思います。

(C 委員)

あんまり財政的というと、何で市がやらないことを私たちがやるのかという方にいってしまうから。

(E 委員)

むしろ今までのガバナンスのあり方が、大きく変わろうとしているのだと思うのですよ。だからそこで地方分権とかがあって、名古屋の問題もそうだし、新潟の問題もそうだし、私は今のガバナンスが問われているのだと思います。それだから今のガバナンスではだめだからみたいなことを、表現は難しいですよ。本質はそこにあるのですね。

(関谷先生)

行政が単独でやることには限界が出てきているのと同時に、要するに多様な主体が連携してやっていったほうが、より大きく、ことをなしていくことができるのだと、それはよくガバメントからガバナンスへという形でよくいわれることなのですからけれども。

(J 委員)

でも、ガバナンスだけということでもないような気がしますけれどもね。現実問題として。

(E 委員)

いや、やはりガバナンスでしょう。

(J 委員)

ガバナンス、プラス、やはりどうみたって国からの問題からいけば大きな財政の問題もあるから、ガバメントも大きな問題なのだけれども、ガバナンスプラスやっぱり財政の問題だってやっぱりある程度謳っておく必要があるのではないですかね。条例を使っていく上で……

(E 委員)

財政問題がおこったのも、やっぱり原因はガバナンスでしょう。今までのやり方が間違っているのですよ。

(J 委員)

ただ仕組み上でちょっと違うところがありますよね。財政の問題とはまた。だから私は財政という言葉だっただけ入れたほうがいいような気がします。

(E 委員)

「財政の」でいいのではないですか。「財政的な」、「財政的にも」くらいいいおけばいいのではないですか。これは現実ですからね。なんだかんだいったってお金なければできないですからね。

(J 委員)

現実について最近の新聞にも書かれていますよね。流山審議会のね、財政の問題、注目されていますよね、かなり厳しくなっている。

(副委員長)

実際には物事を動かすときには、人、物、金だと思えるのですけれども、人の面も足りないという認識ですよ。なんというか市民が関わるといことはそれだけそのマンパワーの面でもそういう意味では、確かに財政のみになってしまうとなんだよねというふうな御意見もああそうだな

と思いながら聞いていたのですけれども、あと関谷先生に書いていただいた内容で公共サービスというフレーズありますけれども、これなんとなくこの市民参加でやろうとしていることの僕のイメージからすると、少しイメージ的に狭まってしまおうと思ったりもするのですけれども、その辺は何か感じたこととかありませんか。そういうような印象をちょっと受けました。

(E 委員)

あえてつければ市民生活を満足させる公共サービス。

(D 委員)

これまでの行政単独だけでは財政的にも限界があると同時に、限界があるため、多様な主体が関わることで主体というのはちょっとやめてもいいかもしれませんが。多様な市民とか多様な主体が関わる部分でより質と量を充実させていけるといのような、そんな形でいいですか。そこに財政的にもとというのをちょっとひとこと入れておくと。

(関谷先生)

本当は財政的、人材的、能力的というのは全部入りますね。

(D 委員)

全部入れましょうか。

(J 委員)

人材も入れますよね。

(D 委員)

人材は入れておいたほうがいいですね。

(E 委員)

仕組みもそうですよね。

(D 委員)

そこまで入れたら…

(J 委員)

将来的にそのことに対して。

(D 委員)

事実なのだけれども文章の流れとして、そこをパッパカパッパカ入れるとちょっと市民参加条例の趣旨と特徴を入れたいのに、問題点ばかり強調されすぎるから、それよりも財政的、人材的、能力的など、3つくらいですよ。

(委員長)

このちょっとあれですけれども、先生がこのあとのあれがあって、あと7分くらい。

(D 委員)

それでそこでそのそういう形にしていくということで、コメント3を上のパラグラフにおいて、その次に条例化において議論を重ねましたが、流山らしい3つの主な特徴が挙げられます。というところで、ここはコメント5ですね。本条例は、一方では、主権者としての市民が行政・議会に積極的に関わることができ、他方では、まちづくりの担い手としての市民が地域コミュニティに積極的に関わることができるように、市民参加を促進する。ここで1番最後の本条例は、一方では、主権者としての市民が行政・議会に積極的に関わることができ、他方では、まちづくりの担い手としての市民が地域コミュニティに積極的に関わることができるように、市民参加を促進することを目的とした制度を規定したものです。というふうにすると。3つの特徴の1つとして議会、行政ということとコミュニティというものを、しっかりと入れ込むよということで、入ると。2つ目は……

(関谷先生)

その部分は今お読みいただいたコメント5ですね。コメント5は今の趣旨と特徴の4行目、5行目、さらにはから必要がありますまでを今の文章に置き換えるということなのです。という提案です。そのあとのコメント6の部分が今コメント3と合わせるとなっていますけれども、これは4と合わせるという意味です。ですからこの生活実感を持つ多様なライフスタイルというところから、このより豊かな社会を築くことができると考えます、くらいまでを今お読みいただいた……

(D 委員)

さっきの生活実感というのはコメント4ですから、ここに生活実感を持つが、ここがコメント4に置き換わるわけですね。

(E 委員)

コメント4と合わせるとあります。

(D 委員)

合わせるですね。それで4は… 合わせてどうやるのですか。文章のつながりがちょっと…

(関谷先生)

要するに、こうこうこういう、その、今コメントの5にある、この条例ではこういうことを規定したものですということをまず謳うということですね。そのあと要するに、こうこうこういうより豊かな社会を築いていくことができるだとか、この条例をつくることによってこういうことが、出てくるのですよということがこの辺の文章ですね。それをうまく、先ほど規定したものです、ということのあとに繋げていただければいいかなと。

(D 委員)

では、この生活実感を持つというのはこれを多少生かしても。

(関谷先生)

いいと思います。本条例はこういうものですよという部分のあとに、入れていただくという形でいいと思います。そのあと流山らしい3つの主な特徴が挙げられます。ということで1、2、3とあるのですね。その1がコメントの7です。

(D 委員)

7ですよ。第一にというところでね。では、その生活実感云々は上のほうに入れたほうがいいのですね、反対に。より豊かな社会を築くことができると思います。というところはそこまでは上に入れたほうがいいのかな。

(関谷先生)

その3つの特徴が挙げられます。の上に入れてしまったほうがいいです。

(D 委員)

上に入れてしまったほうがいいですね。そして第一にというのがその3つの特徴の第一にというのが、コメントの7ですよ。

(関谷先生)

これ、おそらく、「生活実感」から6行目の「位置づけています」までを特徴の1つ目に、多分入れていると思うのですけれども。だからこれは特徴の1つ目というよりは条例から出てくるもっと大きな意味合いだと思いますので、これは全部上にもっていてもいいと思います。いいかもしれませんし。

(D 委員)

ちょっと下のほうは削ってもよろしいですか。

(関谷先生)

かもしれませんね。それはちょっとどこまで入れるかは御検討いただくといいと思います。

(D 委員)

「そこで」からはもう削ってしまってもいいかなと思います。

(関谷先生)

「そこで」のあとにコメント7を入れます。

(D 委員)

入れたほうがいいですよ。 「3つの特徴の第一に」というところに置き換えます。 そういうことでどうでしょうか。

2つ目は、市民が関わる段階として多様な市民ニーズや社会の動向から何を優先し政策としていくかを定める、「課題設定」や地域の「問題発見」の段階から市民参加の仕組みを盛り込んでいます。

3つ目には、第一にはとっているの第二には、第三にはとやったほうがいいですかね。 第三には。 第二とか、第三とか今まで二つ目、3つ目と書いてあったものを第二はなにになにか、第三には、その次最後です。 第三には、高齢化地域には、全市的にはとしたほうがいいかな。 高齢化地域があるとともに、新しく開発された地域に流入する子育て世代も急激に増えている中で、世代間をつなぎ市政やコミュニティへの関わりを増やせるかを念頭に、参加の機会や方法を多様に用意し市民が自分の関心に応じて参加できる環境を整えています。 というのがこの第三の特徴なのですが、ここでいきなり第三には、高齢化地域がというのもおかしいので、全市、流山市が、市かな。 流山市内の……

(J 委員)

高齢化地域があっても高齢化地域はどこにもあるから、ここの言い方は変えないと変ですね。 共に、というのはそのあとのこと、並べているのですよね。

(E 委員)

流山市にはとかな。

(D 委員)

だから江戸川台なんかははっきりいって江戸川台なんか超高齢化地域なのですよ。全体も高齢化なのだけれども、超高齢化なのですよ。超がつくほど超高齢化なのです。それでその中にまだ、というふうなことをいいたいのだけれども。

(J 委員)

超をいいたいわけではないのでしょうか。

(C 委員)

流山市には地域によって高齢化が著しいところもあったり、それから新しく開発して……

(D 委員)

そうですね。流山市内にはですね。市内には高齢化が著しい地域という、そのほうがいいですね。高齢化が著しい地域があると共に市内には、流山市にといわなくていいですね。市内には。

それで最後のところですね。ここに、と入れたいのですが、それで以上の特徴を有した市民参加条例をここに制定することによって、私たちは「住んでよかった、ずっと住みたいまち」づくりを目指します。という、そのほうが締まるかなと、自治基本条例と。

(委員長)

時間になりまして、先生はここで退席されますけれども、関谷先生には、1年3ヶ月間、市民参加条例検討委員会のアドバイザーとして、適切な助言をいただきましたことお礼申し上げます。

関谷先生にはお忙しいところ、遠路、流山までお出でいただき何度も夜遅くまでお付き合いをいただきました。

県内の自治体では、市民参加や、新しいまちづくりが課題となっている今、ご専門の関谷先生の争奪が激しいと聞いております。関谷先生には、今後ますますのご活躍とご健勝をお祈り申し上げましてお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

今日は委員会の出席はここまでですけれども、今後、もう少しわれわれとして検討いたしますので、その途中経過もまたアドバイスをいただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

(関谷先生)

ちょっと今日はここで中座させていただきますけれども、これまで本当にいろんな議論に参加させていただくことができました。ありがとうございました。いろいろと私も勉強させていただきました。今回この提言ということで、まずは出来上がりますけれども、これからどういうふうに条文がつくられて、またどういうふうに運用されていくのかという部分は、本当にまだまだ大きな、たくさんの課題があると思いますので、私もせっかくこうご縁ができたことでもありますし、また引き続きいろんな形で貢献できればと思っております。改めて今後ともよろしく申し上げます。

● 関谷先生退席 ●

(委員長)

Dさん、ここでちょっと5分ほどちょっと休憩をとろうかと思いますが、その前に今の流れで最後に確認することは。よろしいですか。わかりました。

(D委員)

これを書き換えてみないと。ではこれを書いて来週の中ぐらいまでには。

(J委員)

来週では遅いですよ。

(D委員)

遅いですか。今日中ですか。明日かあさってまでには皆さんにメール

を流して、そこでこう赤字とかボンボン本文に入れてもらってその代わり入れるのもいつまでと私も期限を切らせてもらいます。

(J 委員)

どっちみち来週早々に最終をやらなくてはいけないことだから、できれば日曜日の夜までにいただければありがたいです。

(D 委員)

日曜日の夜までですね。はい。わかりました。

(J 委員)

それから日曜日の夜にかかっても直しますから。直すところないと思いますけれどもね。

(D 委員)

そうすると日曜日の夜か月曜日の朝 9 時くらいまでが締め切りと。それぐらいでいいですか。では、それを赤字なりなんなりで。これできれば本文のところ入れてもらわないと、文章のここはこうでと取り出してくれるとちょっと読みにくいのですけれども、それはちょっと。

(E 委員)

本文直せばいいのでしょうか。

(D 委員)

本文直してくれたほうがいいのですけれども。添付ファイルに直接入れてもらったほうがいいです。

(委員長)

ちょっとそれでは、休憩を 5 分間、24 分からはじめます。

●休憩●

●再開●

(委員長)

では、お揃いですからはじめたいと思います。始める前に傍聴の方が今日は5名参加いただいております。

(傍聴者)

もう1人います。

(委員長)

その方は傍聴という形ではなくて、毎回参加いただいている、傍聴という形ではなくて、オブザーバーとして参加いただいておりますので。

それで今日傍聴の方にまずお詫び申し上げますけれども、当初予定が10時ですとできていたのですが、前回、今回最後の議論の内容を考えると参加の委員の中から、早めにやろうということで9時からということになりました。それについて皆さんに連絡できなかったということについてお詫び申し上げます。

(傍聴者)

連絡できなかったということではなくて、決めた時間を守らなくてはだめなのですよ。あなたたち勝手に自分たちでやっていると思っているけれども、大間違いなのですよ。これは非常に市民参加条例をやるような部会とか、委員会で1番やってはいけないことなのですよ。俺がやっているのだと、市民なんか関係ないだろうというのがどこかにあるのですよ。あるからそういう非常識なことができるのですよ。

(委員たち)

そういう気持ちはないですよ。

(傍聴者)

やっているのは委員会ですから委員会の都合でやっていただくのは結構ですけれども、普通はそういう無頓着なことというのは普通はできないです。どういうふうに段取りができるかやりとりがあった結果、時間

変更になったのか、わからないですが、一応それは申し上げておきます。

(J 委員)

時間の変更についての御通知があれしたということで、委員会があったことですからそれは反省の……

(傍聴者)

それは通知だけでは……。15万人の市民は知るのには広報しかないのですよ。

(J 委員)

だから大変な問題なのですよ。申し訳ありませんでした。そのぐらいで……。

(委員長)

ちょっとあまりこう感情的な発言をされるのは、控えていただいて。

(J 委員)

進めてください。了承をいただきましたので。

(委員長)

では、これからの提言書作成について、まず文体の統一ということについて御相談したいと思いますが、今までわれわれすすめてきていた内容でちょっと提言書にしたいと思ったのですが、やっぱり表現についてばらつきが多いということです。その御指摘がございまして、内容はくみ取れるけれども、表現のばらつきは少し減らしたほうがいいのではないかというようなことで、急遽相談をしまして文体の統一については、これは今日の時間ではできませんので、改めてするというので、22日を期にその文体の統一についてまた話し合いをしたいというふうに思っております。ただこれは、全員参加という、私は現実にこの日はスケジュールが無理なのですけれども、また全員ということではなくて、それぞれ文章を作成した方たちに集まってやってもらうようにしようかな

というふうに思っておりますが、22日にそういう文体統一の打ち合わせをやるということで、御了解いただけますでしょうか。今、文章をつくったという方で、おやりいただきますと22日に文章のことについて、参加できる方。

(E 委員)

何時からですか。

(委員長)

逆に時間を決めたいと思います。時間、22日にやるのであれば、時間は何時。

(J 委員)

私は1日あげましたので。

(D 委員)

10時から12時。

(委員長)

では、10時からでもよろしいですか。

(J 委員)

2時間では無理なのではないですか。

(D 委員)

でも、前もってほしい自分の担当のところは、今ここでどういう文体にするかを決めておいて、ほしいはしておかないと、1から全部では大変なので……

(J 委員)

そうなのですけれども、もちろんそうなのですけれども、ただそれはつくった側の思いが入ってしまっているから、全体を通して見ると何か

しらやっぱりダブっているところとか、それから言葉の使い方にもやっぱり統一しなければいけないのと、本当にある程度その場でもって何人かでもって論議して決めていかないと。

(E 委員)

だから、最低「ですます」にするとか。

(D 委員)

文体はそれだけは決めておかないと。そしたら 1 時から 4 時にするとか。

(E 委員)

午後にしてもらいたいですね。

(D 委員)

午後でいいのですか。1 時から 4 時で。

(委員長)

では、午後 1 時からということで、よろしいですか。

(副委員長)

火曜日でしたね。はい、大丈夫です。

(D 委員)

1 時から。3 時間くらい。

(副委員長)

あれですよ。実際プロジェクターを使ってやっていかないと、もうこれを見ながらではだめですよ。

(C 委員)

すぐ直してしまう。

(D 委員)

その場ですぐ直していかないと。

(J 委員)

だから、記録の方をお願いして。

(E 委員)

その場で打ってくればね、その場で皆で見えるから。その方が早い
ですね。

(委員長)

はい、ではそういうことで22日、これは時間的に難しいとかいう人
は。

(I 委員)

すみません。私はちょっと難しいです。

(委員長)

わかりました。

22日にそれを終えたあと、私はちょっと参加できないので25日の
日の10時から私と22日に参加したどなたかとちょっと文章につい
て最終的に見せていただく、ただこれは基本的にはそれを訂正するとい
う話ではなくて、委員長として見させていただくという手続きをとりま
す。

(J 委員)

そのときはできれば。申し訳ありません。私も25日は欠席の予定な
のですが。28日にセレモニーをやりますよね、市長に。28日に提出
する時のその実際を具体的な中からコミュニティ課でもって用意してい
ただけるのでしょうけれども、その内容については一応委員会として、
25日に委員長で、何人かでもってきちんと仕上げる、確認をしていた

できれば、そうすればわれわれの手をそこで離れたという形で、月曜にはセレモニーがあるということをお願いしたいなと思います。

(委員長)

では、文体の統一の作業につきましては、そういう形にしたいと思います。

(D 委員)

すみません、25日は何時とか時間を。

(委員長)

10時から、今は第3庁舎会議室。このどこかの部屋になるということですね。

(C 委員)

第3庁舎とはどこか違うところなのですか。

(委員長)

前の小さなところですよ。

それで22日は、予定は午後1時からですが、これは庁議室でよろしいですか。

(事務局)

はい、けっこうです。

(D 委員)

庁議室。

(委員長)

この3階。本館の。

(D 委員)

本館の3階ですか。

(委員長)

次に28日に条例案を市長に提出するときに……

(C委員)

条例案ではなくて提言書ですね。

(委員長)

提言書を提出する際に一緒につけますかがみ文の案を先ほどの定義に追加で応答的關係でと書いたところの上のほうに、一応案として非常にさっぱりしたものを用意しています。一応この内容で出そうと思っておりますが、前回皆さんの思いをいろいろ出していただきたいという願いをしておりますけれども、ここに皆さんの思いのでたものについては、ここにそれを入れるかどうかというようなことを、検討するあるいはこのままでいいのではないかと、思いは別の形で提出していいのではないかと、そういうことについて、相談したいと思います。いかがでしょうか。御意見ありますか。

(D委員)

思いというか感想というよりもこの条例を策定にあたって、どうあってほしいかという、そういうことは入れたほうがいいのではないですか。感想はまた別の場面であって、そのかがみ文についたらやっぱり策定の今後についてというのが必要なのではないですか。

(E委員)

Cさんが書いたような、要望みたいなものでしょう。それは別添でつけたらどうですか。

(D委員)

別添ですよ。

(C 委員)

それはまだ他の人もいろいろあるでしょうから。

(D 委員)

それは聴いて、これはただの文章ですよ。

(C 委員)

ここにわれわれの今後の思いが別添にありますと書いたらよいでしょう。

(D 委員)

だから、条例の今後についてとか、策定にあたっての提言について思いだとかということをも別紙にありますという形にして書いたらどうですか。

(J 委員)

あわせてそれをセレモニーの時に委員長に言ってもらえば良いと思います。

(D 委員)

そうですね。それはそうですね。

(E 委員)

それは検討委員会としてでしょう。検討委員会として1本にまとめて委員長に読み上げてもらおう。

(委員長)

それでは、一応これは別紙に出しますということをも、この文章に付け加えて、その程度ということ。

(D 委員)

これはCさんのほうで出していただいたので。だから今やりますか。

もう時間なのですか。

(委員長)

Cさんのほうで先ほど文体の統一についてのCさんの提案とそれから今、提言書を提出にあたっての要望ということについて、Cさんのほうから提案していただいていますので、これについてCさん、何か。

(C委員)

文体はちょっといろいろあると思うのですけれども、書式とかも全部統一したほうがいいかなと思って。

要望というのは私がちょっと考えたこと、それから前に委員会のちょっとチラッと出ていた案もあって、これはちょっと読み上げますと、市民参加条例素案は、本提言書に忠実に作成されること。特に前文は必ずそのまま扱ってくださいということで、字句の修正をする場合でも、委員長を始め、複数の委員と。

(D委員)

複数の委員ではなくて、委員会でしょう。

(C委員)

それは直しておきます。それから、実効性を担保する部分も必ず反映すること。

それから2番目、いろいろ議会への市民参加とかほかの市にないようなことが入っていますので、よく意見交換をしてその内容も含めてちゃんと来年の4月という予定がありますので、そういうことも含めて条例が交布されることを望みますと。

それからその次、議会上程までの条例素案づくりへの市民参加については、やはり1つの試金石ということで、やっぱりパブリックコメントだけではなくて、いろんな市民参加の手法を取り入れてほしいと。

それからわれわれ委員が任期切れになるのですけれども、われわれもそういう意見を出したいと、これは何か組織をつくるかというような考えもあったようなのですけれど。

それから条例交布後速やかにそういう組織を、半年以内では長いでしょうか。それとも。とりあえず今私の思いついたのはそういうことです。他にもたくさんあると思いますけれども、そういうことで要望したいなと思います。

(D 委員)

そうですね。基本的には私もこれに賛成です。それと、例えば字句だけではなくて内容的な脱落させたりなんかするものは、ちゃんと調整できなくても委員会にきちんとかうこうしかじかですと説明をしてほしいですよね。理由を。説明責任ですよ、要するに。内容的に字句よりも内容的に変えるものとか、脱落させるものについては字句の修正とともに、きちんとして理由を説明してほしいという感じのほうがいいかなと思います。委員会にね。

(C 委員)

それで庁内素案作成中盤段階という表現を入れたのですけれどもね、そこにちゃんと説明してあります。

(D 委員)

これは委員に対してではないでしょう。委員会ということにしてほしいと思うし。個々の委員の誰々さんといわれてもそれは条文の共有化はできないから、私は委員会だと思いますね。結果として個々の委員だったとしても、委員会で共有できるような状況というものがないといけないので。ただやっぱり中盤段階とはいってもどの段階にしても内容の変更。

(J 委員)

その問題は、今Dさんがいわれているところ、私も理解しているのだけれども、非常に今回この次のステップで、当然素案の検討委員会みたいなものができるわけですよ。そうでないとこんなものわれわれの提言書そのままでは、条文なんかできないですからね。行政の中でできるという、そういうところで字句の修正ということについて、こういう表

現いかどうかわからないのですけれども、要は提言書の中に書かれている字句を全部いうのかどうかということが出てくるわけですよ。これ全部入れてしまうということは、なかなか厳しいと思いますね。だからそういうところである程度の幅はあったりとか、弾力的なものをやっぱり含みを持たさないと条例にはならないと思いますね。そうしたものにちゃんとわれわれとして共通認識としてもっていないとね、あまりガチガチでも。

(D 委員)

一字一句ということもないですからね。

(J 委員)

そういうところでちゃんと了解してもらう余地はあるのではないかという気もするのですよね。

(D 委員)

それと、あとその内容的に大きく変えるという部分ですよ、問題は。それとあとはその解説文をつくってほしいわけではないですか。条文があって、そこに自治基本条例の条文だと条文という表現されるのに限界というものがあるわけですから、そこでこういう趣旨だという解説文があるといいですね。その解説文も一緒につくってほしいと。つまり解説文がほぼ私たちが提言したものがかなり入れられるものだと思うので、それは一緒にして、それで市民もそこを見ることによって、より理解できるわけだから、やっぱり解説本と両方をつくってほしいと。そこで両方に入っていればこちらに条文はなくても解説文に補足説明として入っていれば、それは趣旨が通じるわけだということ。

(J 委員)

それならわかりやすいですね。提言の中にある内容というものが、その解説文の中に入っている部分については、それは別にいいのだけれども、そこが結局入れられなかったもの、それについてはコメントを付け加えてほしいとそういう意味ならわかりますね。

(C 委員)

ここで字句の修正といったのは、特に前文の字句の修正はするという
ことの意味合いなのですね。

(J 委員)

そういう意味ですか。わかりました。

(D 委員)

恐らく前文は、前の自治基本条例での経験からいっても、前文は全く
議論はしませんでした。そうですよね、兼子さん。恐らく。前文につい
ては。

(兼子コミュニティ課長)

ちょっとわかりかねます。

(D 委員)

おそらくね。

(兼子コミュニティ課長)

自治基本条例の時の前文の議論というのはちょっとわかりません。

(J 委員)

それも決めつけないほうがいいのではないですか。われわれのところ
だけで作っている前文が全て本当に素通りしていただくの立派なものか
どうかというのは、わからない話ですよ。申し訳ないけれども、たった
10人で決めた話になってしまうのだから、それはやっぱり行政のほう
の考え方とか意見も。

(D 委員)

そしたら前文の場合のところと分けたらいいと思いますね。内容的な
ところのほうが問題なわけで、内容はその提言書については解説文と条

文にわかれるわけですよ、だからそれについて大きく変わることもとか、抜いたことについてはちゃんと説明をしてほしいと思って、解説文という、兼子さん、普通条文つくるときには解説文というものを必ずつけるのですか。そうとは限らないですか。

(兼子コミュニティ課長)

必ずということよりもわかりやすくするために、逐条解説的なことはつくります。

(D委員)

それは普通市民とかにも行き渡りますか。

(兼子コミュニティ課長)

基本条例と同様になると思います。

(D委員)

そうですね。そういうものをつくって、そこから抜けているものについては具体的にしてほしいとか。

(委員長)

これにつきましては、後日提言書提出する際に前に今読み上げるというお話もありましたし、これを読み上げるにあたっては、この内容についてはちょっとメールで皆さんとやりとりといたしますか、それぞれまだ御意見があると思いますので、そのやりとりの中でこれをまとめるようにしていきたいと思います。

いろんなご意見出てくるかと思えますから、それをきちんと踏まえた上でやりたいということで、皆さんにメールをしますので御協力よろしくをお願いします。

(D委員)

だいたいいつぐらいまでですか。

(J 委員)

では 21 日くらいまでですか。

(D 委員)

あさって月曜まで。

(J 委員)

それで 22 日に最終的につくってしまったほうがいいでしょう。

(委員長)

では、それはどうしますか。

(D 委員)

では、もう一度やっぱり私はだいたいメールで出しておいて、C さんがそのたたきをまとめて、皆が出したものを C さんにまとめていただいて、それを 22 日にでも出しておけばいいのではないですか。皆がぐちゃぐちゃになっていますものね、だから皆がメール出すのは出して、それを C さんがまとめてきてください。

(委員長)

よろしいでしょうか。そういうことで。今後についてはすすめたいと思います。

では、もう 1 つの、もうこの課題については先ほどちょっと重複してありましたけれども、特に。

(C 委員)

これ書式とかはどのような書式にするのか逆に聞きたいのですが。MS 明朝の 12 フォントというのが基本で、余白とかの決まりも確かあったような気がするのです。ただ、ちょっと前に聞いたのと文字数とか、余白の間は違うのでとりあえずいただいたファイルから割り出すところなので。

あと書き出しの書き方がちょっと不統一なので、1 の次は (1)、ア、

(ア)、で中黒、英ポチを使っていらっしゃるかたもいるので、これで統一するのかしらないのか。そうなると皆、訂正だらけになってしまうから、こういうところも、それから(1)のアのあとは1マスあけている人と、あけていない人とかね、そういうところも統一するののかという課題ですね。

(D 委員)

すみません。そういうスタイルの部分のところは、最終的に事務局で全部統一してもらったほうがいいのではないのでしょうか。それで文体のほうは、です、まず調ではなくて、で、ある調でやらなければいけないので。

(C 委員)

それはそれでそうするのであれば。

(D 委員)

そういうふうにしたらどうでしょう。

(C 委員)

それから趣旨、前文のところはずっと文章になっているのと、アイウエとエまであるのでそこら辺は趣旨、前文は文章調にしてしまうとかね。

(D 委員)

それぞれのところの。

(C 委員)

あとから書いたような。

(E 委員)

箇条書きにしないで、文章にしたほうがいいということですか。

(D 委員)

いろいろだと思いますね。

(C 委員)

E さんののは文章でしたよね。

(E 委員)

趣旨は文章にしたのだけれども。

(C 委員)

私もだから文章調に変えてしまいましたけれど。そういう問題。文体の問題は英語を使わないということでもいいですね。日本語の漢字とかなとカタカナ混じりでね。

(J 委員)

英語というのは。

(E 委員)

ローマ字、アルファベットは使わないということ。

(C 委員)

だから、昔のPDCAサイクルとか。

(J 委員)

そういう意味ですね。はい。

(D 委員)

その前に文体を決めませんか。文体の趣旨のところは、です・ます調にして、趣旨はです・ます調のほうがいいのかなという気がするのですが、趣旨も文章にしている人といろいろありますよね。

(副委員長)

これ結局あとで条例をつくるときには、どちらかに合わせるのですよ

ね。だから内容としてだからいいのではないですかね。わかりやすくしておく必要はあると思うのですけれども。

(E 委員)

全体がですますなら、ですますでまとめたらどうですか。

(D 委員)

私はです・ますでないほうがいいです。

(J 委員)

提言書という形でもやっぱり一定のスタイルがあって、見てくれとか見やすいということがあるので、それでもって、さっきいていた庁内で委員会をやって検討してもらおうのしょうから、そこに出すのに内容として、少なくとも市長の手を経由していくわけのしょうから、私はやっぱり結論はです・ますよりで・あるのほうがいいのではないかと。そのほうが読みやすいと。本当にです・ますは1番最初の前文だけね。

(D 委員)

趣旨もであるですか。

(J 委員)

文章はだから全部で・あるにしておかないと。

(C 委員)

前文がです・ます。

(D 委員)

前文だけはです・ますですね。他は全部であるですね。

(J 委員)

そこはやっぱりやらざるを得ないですね。

(委員長)

あと22日の日にもう一度そのことを確認しながらすすめていただきたいというのが今のところですね。

(C委員)

短文化していますよ。私なんかもだいぶ。

(J委員)

そこは逆に22日の作業の中で皆と話し合っただけでやるかと思えますけれども、できるだけやっぱりセンテンスは短いほうがいいのですよね。それからここにはっきり修飾語は多用しないと書いてありますし、1つ1つの文字というのはできるだけ凝縮するというか、そういうふうにして短いほうがいいと思えますけれどもね。

(D委員)

Cさん、だいぶ短くなります。

(委員長)

はい、今日の議論の予定はだいたい、これは忘れていないかと思うのですが、今お手元に資料の中に参加検討委員会名簿とそれから日程表が今お手元にいっていると思いますが、これは提言の際一緒に合わせて提出するということになります。

はい、あと何かございませんか。

(D委員)

一応22日に集まるまでに一応自分のできる範囲で、で・ある調に直していくというのは、原則ですよね。それは事務局に流したほうがいいのでしょうかね。

(C委員)

事務局のパソコンに入れておいて。

(D 委員)

それは、では、22日までですからいつまでにすればいいですか。

(E 委員)

今日の結果、少し修正のあれがありますよね。それはいつまでにどこに出せばいいのですか。それも入れて文体を直して提出することにしますか。

(C 委員)

21日の3時。

(D 委員)

21日の3時ですね。なんとか修正用というのはまだそれに書きますか。それとも自分たちで見直しますか。その前に修正用ということ修正確認用は流れてきたではないですか、それを更に修正したものが反対にいいかな。

(J 委員)

あれだとCさんのは、が一っといっぱい線が引いてあるので、それに私のも直っていないのですね。

(D 委員)

それは自分自分でいいですか。そうしますか。はい、わかりました。

21日の3時。

(J 委員)

では自分のパーツのところだけですね。

(E 委員)

21日の3時。さっきの要望書も。

(委員長)

これはCさんに。

(D 委員)

これで全部の月曜日の9時までですね。私が流したあとに。

(E 委員)

最終の修正を踏まえた修正文は文体を整えて、文体も直して21日3時までには事務局に出すと。それから要望書については21日までにCさんに出すと。

(委員長)

最後に何かやっぱりもう今日が委員会としては最後の日になりますけれども。

(委員長)

では、事務局、今まで傍聴の方の御意見を聞く機会があまりなかったので、簡潔に何か御意見ありましたら。

(傍聴者1)

今皆さん大変なことに関わってくださり感謝いたします。私1つだけ感じておりますのが、協働という言葉が、あまりはっきり定義されていない曖昧な言葉ですけれども、そこにまた協議型という新しい言葉がつかれましたから、その辺はきちんと検討しないと、それから、市民という名のもとに株式会社が協働にでてきたりしますから、ちょっと注意しないといけないかなという気がします。以上です。

(傍聴者2)

この市民参加のいう条例、提案書をつくっていただいて、皆さん話し合いをよくしてくださったので、すごくよくわかりましたので、あらためて市民の一人としてお礼申し上げます。あと先ほど先生からもお話があったのですが、日程を変更することという点についてはあとで

事務局にその理由というのかな、経緯というのか、そういうのをあとで事務局のほうに聞きますけれども、やはり何かあるのですよ。根拠とかね、理由とかいうものがね。そういうのはやはりストレートにお話するほうが、ただお詫びをいたしますとか、そういうのではなくて、それをお聞きすれば市民のほうも同じことをできることというのは、だいたいそういうことなのですよ。やはりフランクであるということが、オープンであることとか、透明性があることとかいうことが、やはりこういう市民活動の中でも、あるいは行政の中でおいても、議会においてもなのですよけれども、大事なのではないかなと思います。ご丁寧にご説明をBさんが言ったというように受け取りたいのだけれども、私はJさんが、先ほど納得されたから先にすすみましょうということをおっしゃられたけれども、私は実は納得していなかったのです。それはだから何でだというのが、一番ね、権限があるとかわかっているのですよ。委員の皆さんが提言書をつくるわけですから、皆さんにやっていただくと、皆さんしかできないと、それだけではないと。ここで公開のもとでもって、その委員会を開きましたと、事務局のほうで言えなくなってしまうのですよ。ある方は秘密会が行われたと、われわれ傍聴者いないところで何かを決めたというようなことにも成りかねないわけですよ。そんな意図があったということは決してないでしょうし、何か理由があったのだと思いますけれども、100パーセント公開のもとで私たちはやっていますとか、ということも言えなくなってしまうような、ちょっとした瑕疵があるというのは、ちょっと残念ではないかなと。なりかねないということで私は心配しています。以上です。

(委員長)

ではお隣の。

(傍聴者3)

傍聴させていただいてありがとうございます。大変参考になりました。今後ですけれども、私はつくっていたほうなのですが、3年くらい一生懸命つくりました。それからみるといろんなあるのですよ。しかしそれはこれから先の問題ですので、皆でやっていけばいいので、さきほど言

われていましたけれども、フランクで謙虚で、日本はこれからはインターネット時代で何でもありますから、われわれ一人が全世界になる時代ですから、もうエジプトみたいに壊れますよ。全部日本化します。よろしくをお願いします。

(傍聴者 4)

短い期間に、本当に何回も会合を重ねられた皆さんにお礼を申し上げます。1つだけ、市民参加条例ということで、当初は骨子みたいな形がスタートだったと思うのですが、それを条例案まで作り上げるということは、随分行政側を押した形で、皆さん、頑張ってくださいだったのだと思います。1つだけ大事だと思うのが、市民参加ということで、1度市民との意見交換会があったと思うのですが、あれがもう2、3回あったら、もっとよかったなというふうに思います。以上です。ありがとうございました。

(傍聴者 5)

誠に申し訳ないことで初めてご一緒させていただくのです。決して軽視していたわけではなくて、自治基本条例の本当の具体化の第一歩として市民参加条例に取り組んでいただいて、非常に敬意を表し、感謝いたします。ありがとうございました。今後行政あるいは議会ともいろいろ議論があると思いますが、市民にとってわかりやすい壺をえた条例に精製されていくことを心からお祈りいたします。もうひとがんばりお願いします。

(委員長)

ありがとうございました。12時、今日はもう3時間ということで、もう終了の時間となりました。本日の委員会はこれで終了いたします。

この委員会は平成21年11月に発足して、1年3ヶ月長いような短いような期間でしたけれども、市民参加検討委員会は25回、そして部会として行政・議会部会が13回、そしてコミュニティ部会が12回ということで、あとまだ作業のほうが残っておりますけれども、28日に提言書を提出する運びとなりました。皆さまの御協力に御礼申し上げます

す。ありがとうございました。

では、最後に事務局のほうから。

(倉田市民生活部長)

行政のほうといたしまして、ひとこと御挨拶申し上げます。今委員長のほうからもありましたように、21年の11月から10名の委員の皆さま、あとお帰りになったのですけれども、関谷先生、アドバイザーとして、皆様方からいろいろ25回、他に部会としては十数回やっただきまして、本当に今日みたいな朝早くからあるいは夜7時からとかです。皆さまお忙しい中、この市民参加条例のために御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。今後皆様方が28日に市長に提出していただく提言書を受理いたしまして、私どものほうで条例の素案をつくってまいります。先ほどもありましたけれども、素案についてできましたら委員会のほうに御説明はさせていただきます。それからパブリックコメントの手続きをとりまして、一応予定表にそって今年の12月議会に上程をしたいと考えております。一応4月から翌年の4月には施行ですから、3ヶ月間の間に周知期間といいますか、より実効性あるものにするために市民の方々に御説明等を申し上げていきたいと考えております。今後この市民参加条例を実効性のあるものにしていきたいと思っておりますので、今後とも皆様方の御協力よろしく申し上げます。本当にありがとうございました。

(委員たち)

ありがとうございました。

(委員長)

それでは28日は集合時間が8時45分に庁議室に集合となります。それでは22日、25日それまでのまたいろんな資料作成、まだまだ残っておりますので、引き続きまた御協力よろしく申し上げます。
今日はありがとうございました。

(閉 会)